

第69回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第2日）

平成27年12月10日（木曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上月支所長	中 石 嘉 勝
	南光支所長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） おはようございます。議員の皆さん、また、当局の皆さま方におかれましては、一昨日の本会議、また、昨日の全協に引き続き大変御苦勞さんでございます。今日と明日、一般質問を行います。町長におかれましては、答弁のほどをよろしく願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日は2名の方が傍聴いただいております。大変御苦勞さんでございます。ありがとうございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただきますようお願いをいたします。それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、一般質問であります。9名の議員から一般質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。まず、初めに7番、岡本義次議員の発言を許可いたします。

〔7番 岡本義次君 登壇〕

7番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。7番議席、岡本義次でございます。よろしくお願いいたします。

師走に入り10日となりました。あと余すところ20日余りでございます。年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからずということで、季節の移ろいは、こうやってめぐってまいりますけれど、親しい人や町内でも知った人が次々亡くなったりして、生身の人間は季節と同じようにめぐってこないということでございます。

また、今日、明日と、雨が降りまして、また一雨ごとに寒くなりますので、皆さん、風邪などひかれないようにお体には十分注意していただきたいと思います。

今日は、2件の一般質問をさせていただきます。

1点は、国の行政機関の移転について、それから2件目につきましては、佐用町への観光誘致はしているのかということでございます。この件につきましては、議員席からの質問とさせていただきます。

まず、国の行政機関の移転についてでございますが、国が一極集中を是正し、地方に移転するように発表がありました。

そこで次のことを伺っていきます。

1つ、佐用に移転をしてもらおうような、手続はしているのでしょうか。

1つ、しているのであれば、どんな機関を誘致しようとしているのか。

1つ、その規模とか場所はどこに、目的としておりますか。

1つ、決定は、いつわかるのでしょうか。

1つ、きてくれれば、どんな波及効果が得られるのでしょうか。
このことについて伺っていきます。この場の質問といたします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さま改めましておはようございます。それぞれ御苦労さまです。
今日、明日にかけての一般質問、9名の議員の皆さんからご質問の通告をいただいております。それぞれ精一杯答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず最初に、岡本議員からのご質問、第1点目の国の行政機関の移転についてのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年11月末に成立をいたしました、まち・ひと・しごと創生法第8条に基づき、政府は昨年の12月末に国の総合戦略を閣議決定をされたことをご承知のとおりでございます。国の総合戦略は、1つに、地方における安定した雇用を創出する。2つ、地方への新しいひとの流れをつくる。3つ目、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4つ目に時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。の4つの基本目標で構成されておりますが、ご質問の政府関係機関の地方移転に関しましては、地方への新しいひとの流れをつくるという基本目標の中の、地方拠点強化、地方採用・就労拡大分野の主な施策として掲げられているものであります。ただし、この政府関係機関の地方移転に関しましては、国が道府県に対して方針説明などを行い、道府県が関係市町村の意見を踏まえて、国に対して誘致のための条件整備の案を付して提案を行うものであり、直接、佐用町が国に対して提案できる制度とはなっておりません。

このことを踏まえまして、1点目の佐用に移転をしてもらうように手続きをしているのか。また、2点目の手続きしているのであれば、どんな機関なのか。3点目の規模とか場所はどこか。4点目の決定は、いつわかるのか。とのご質問を合わせてお答えをさせていただきます。

まず、本年4月に兵庫県から、政府関係機関等の移転にかかる提案募集についての募集要項とスケジュールが示された後、6月中旬に同じく兵庫県から、政府関係機関の移転にかかる提案募集に対する意向調査が、県内市町に対して行われました。佐用町といたしましては、空き庁舎と学校等跡地を活用した移転候補として、その規模に見合った科学技術・学術政策研究所や農林水産研修所などの16機関を、また、機関名は具体的には例示いたしておりませんが、町有の未利用地を活用した移転候補として、大規模な面積を必要とする政府関係機関の誘致を県に提案をさせていただきました。さらに、播磨科学公園都市を構成する、たつの市と上郡町との連名により、播磨科学公園都市内への物質・材料研究機構など3機関の誘致を提案させていただいたところでございます。

その後、国の提案募集要項にのっとり、兵庫県において国に提案する機関の候補が絞り込まれ、最終的に兵庫県といたしましては20機関の移転提案を行うことを決定し、8月末に知事による記者発表が行われたところであります。結果的に、佐用町関係分といたしましては、播磨科学公園都市を構成する、たつの市と上郡町との連名で提案を行いました物質・材料研究機構と科学技術・学術政策研究所の2機関が国に提案をされることとなったところでございます。

現在、国において、政府関係機関の移転に関する有識者会議が第2回まで開催され、本年度末には政府関係機関移転の基本方針が決定される予定となっておりますが、各省庁・

機関の地方移転に対する抵抗は強く、実現には課題が多いように聞いております。このことは、先月、11月2日付で兵庫県の井戸知事が国に提出をされました政府関係機関等の移転に関する提言の内容からも明らかであり、少しその提言を引用をさせていただきますが、知事の提言の中に「政府関係機関の移転は、地方創生の具体化を政府自らが先導するとの意気込みを示す政策であると認識をしている。この移転が実現すれば、東京圏に集中する大企業の地方分散の起点となり、東京一極集中の是正に大きく貢献することが期待される。しかし、政府から示された地方の提案に対する評価・検討基準は、地方移転に消極的な内容となっている。特に、府省、国会との連携の必要性を過大に主張し、対象機関が東京圏から離れた場合の機能低下といったデメリットから論ずる姿勢に大いに失望した」と、大変厳しい指摘を行われております。町といたしましても全く同感でありまして、その理由は、国の提案募集要項の規定で、東京圏から移転することにより、国の機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できることを誘致の必要性としている点や、地方版総合戦略に対してはアウトカム指標の成果目標設定を要請しておきながら、国の政府関係機関移転に設定した成果目標は、適当と判断された機関の移転等という、非常に抽象的なものとなっている点からみても、非常に残念な対応と言わざるを得ません。

以上のような状況から、残念ながら移転が実現する可能性は、かなり低いものと考えておりますが、5点目のこの移転が実現すれば、どんな波及効果があるかのご質問に対しましては、例えば、播磨科学公園都市に移転が実現した場合を想定いたしますと、同都市や周辺自治体への定住人口の増加やにぎわいの創出、地域経済の拡大、周辺交通網のさらなる充実や関連企業の進出等による雇用の増大など、その効果はかなり大きいものと考えられるものでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 今、町長の答弁の中にもありましたけれど、確か、まだ、はっきりした具体的なものは、県にも示されておられませんけれど、しかしですね、東京一極集中であれば、東南海地震、箱根の山も火を噴いたりしておりまして、1つ地震が来れば、日本は壊滅するというような取り返しのつかないような事態になります。

東北の地震だけでも大変な困難を極めておりますので、やはりこういうことは地方に移転してこそ、また、そういう1つのそういう機関が、地方の発展、波及、そして、今、町長がおっしゃったような定住人口、地域経済、地域交通網の整備がされるわけでございます。ですから、こういうことは、なかなか難しいかと思えますけれど、佐用町におきましては、中国自動車道のインターを持ち、鳥取道があり、そして373、179号線、姫新線、智頭線、こういう交通の要所にも恵まれ、織田信長の命令を受けて、秀吉が3度もこういう佐用の地を得るために中国道の1つの足掛かりに攻めてきたということは、そういう1つのこんな大事な要所でもございますので、私は、こういうことが多分、頑張っただけで佐用にも、今、播磨科学公園都市をたつのや上郡とあわせてやっていく中でチャンスがあると思えます。

そこで、町長に伺いますが、県知事がこれを出されておるわけでございますが、地元選出の国会議員の先生たちにも、こういうことが陳情がされておるのでしょうか。そこらへんについて伺いたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答え願います。

町長（庵逄典章君） 国は、一方では東京一極集中を是正をしなきゃいけないとか、地方への人口の分散、そういうことが地方創生の中でも言われているが、本当は、そういうのは今言われていることじゃなくって、東京、首都圏の首都移転というようなことも、ずっと以前から課題となっているわけです。

また、今、岡本議員のお話のように大きな災害、いろいろと大災害が発生した場合、また、東京が直下型地震等に見舞われて、首都機能が壊滅した場合に、国としての首都、そういう副首都というものを関西圏、どこかに分散しなきゃいけないということ。これは、国の大きな危機管理としての課題であるということ、問題であるということは、有識者、いろんな人が言われているわけです。このことは。

しかし、それがずっとできていない。今回でも、そうしたことを、地方創生を国が掲げた中で、形としては、この地方移転候補地を出しなさいというようなことが、国としては指示を、1つの省庁、総務省なり内閣府からは出ているわけですが、ただ、それぞれの関係した省庁、一体となって、そのことをやろうという姿勢は、本当にこれまでのとおり見えてないというのが現状ですよね。

ですから、これをやるのは国会議員の仕事ですよ。私たちが、地方の佐用町が幾らそういうふうな声を上げて、そこはなかなか国から見て、佐用町に対して、じゃあ国の機関をそこへ要望があるから持って行きましょうというような話ではないと思います。

ですから、これは当然、この制度の中でも県という1つの大きな中で、県としても市町と連携をしてということで対応していただいておりますし、そのことは、それぞれの国会議員、地元の佐用町に関する国会議員だけでなく、これ全国の国会議員が、主だった地方の国会議員は、それに対して、もっともっと積極的に議員自らやっていたかなきゃいけない、そういう課題だというふうに思います。

だから、このことは町から直接国会議員1人1人に話をさせていただく、町のほうからさせていただくような話ではございません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 自分の町にないものは何かを知ること。そして、現状把握をしなくては必要なのは遠慮なく外から持ってくる。そういうふうに、調達したり、それが町の発展、活性化につながっていくものであればこだわらない実行力、そういうようなん持って、真のリーダーとして、皆さんが、これから課長さんも含めて、町の活性化について、どうしたら佐用がよくなるかというふうに考え、勉強、我々も含めてしていかないと、町の発展、活性化はできないと思います。

昨日、過疎地域自立促進計画、これを勉強させていただきました。この中の6ページにございますように、このように45度の右肩下がり、15年後には佐用町の人口も、今、1万8,000人ありますけれど、1万人になるというふうに出されております。当局のほうでつくられた、示された案件でございます。ですから、こういうようなことに、やっぱり1つの危機感を持ちながら、こういう1つ国が移転するという1つのチャンスととらまえて、やっぱり我々も力合わせて、そういう播磨科学公園都市のいいところにも、やっぱり1つの国の機関が来てくれることによって、定住人口が増え、そして地域の経済が発展、

活性化し、そして地域交通のインフラも整備されて、少しでも佐用がよくなっていくと思いますので、1つまた、大変と思いますけれど、よろしく頑張ってくださいと思います。

この件につきましては、以上といたします。

2件目の佐用町の観光誘致はしているのかということについて、問いかけていきます。

ひまわり、菖蒲園、ルピナス、アジサイ、平福の町並み散策、南光自然観察村等に、観光に佐用町に来ていただいておりますけれど、日頃、それ以上に商工観光課として、どんな取り組みをしているのか伺っていききたいと思います。

1つ、自然を生かした、四季折々の花の咲く佐用にしたらどうでしょうか。

1つ、外国からの観光客が2,000万人の目標で、東京、京都、奈良にあふれているが、地方にも足が向きだしました。佐用町としても、どうしたら来てくれるかというようなことを、何らかの対策は考えておりますか。

1つ、旅行会社を呼んで町内のいいところを案内し、専門家の目を見てアドバイスを受れたり、バスの1台でも行きか、帰りに寄ってもらうような努力をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

1つ、昼は花を見て、夜はなゆたで星を見て、笹ヶ丘荘やゆう・あい・いしいのほうに宿泊してもらうように、そういうことも考えてみたらどうでしょうか。

そこらへんについて、伺っていきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは2点目の岡本義次議員からのご質問であります佐用町への観光客誘致はしているのかのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、自然を生かした、四季折々の花の咲く佐用にしたらどうかのご質問であります。人々の花の人気、また、関心は非常に高く、ご承知のとおり佐用町におきましても四季折々の花々をPRし、多くのお客様にお越をしいただけるよう取り組んでいるところであります。春の菜の花畑に始まり、カタクリ、桜、シャクナゲ、ルピナス、ショウブ、アジサイ、ひまわり、彼岸花、そば、もみじ、イチョウなどとさまざまな花、いろんな団体や地域、事業者の皆様が丹精込めて育てられた花々を広くPRするため、平成25年度から佐用花紀行と題して町内四季折々の花をテーマにしたパンフレット5万部を観光協会により作成をし、年間を通じ広く配布をしており、パンフレットについては今年度も増刷をする予定であります。

また、インターネットにより、それぞれの花の開花状況や見どころをお知らせするため、リアルタイムで花の情報発信を実施しているほか、県内外の道の駅に花畑の開園チラシの設置依頼を行うなど地道な取り組みも行っております。

笹ヶ丘公園の桜もテングス病や河川改修により減少しましたがけれども、改めて今年度約80本の増殖を予定いたしております。

岡本議員のご質問のとおり、四季折々の花咲く佐用町が今後とも続くよう、関係各課・各支所が連携を取り、花に携わっておられる地域や団体の皆様の後押しをしていくことが、これからも重要であると考えているところであります。

2点目のご質問の海外からのお客様に対する対策についてお答えをさせていただきます。本町は、姫路市を中心とした地方中枢拠点都市制度に基づく播磨圏域での観光事業計画に参加をしており、本町単体ではなく、広域的な視点に立ちインバウンド観光の取り組みを

進めていきたいと考えております。今後は、情報発信プランとして、まず、マスコミを対象とし、関係地域をめぐるメディアツアーの開催をはじめ専用ホームページによるネットリリースや関西空港でのPRなど関係市町により協議を進めているところでございます。

また、観光情報やハイキングコースを英語・中国語・韓国語に翻訳したホームページの作成に向け検討を進めているところであります。

このように、今後も西播磨圏域の市町が協力連携し、広域的な取り組みを推進したいと考えております。

次に、旅行会社と観光バスに関するご質問でございますが、先に述べましたとおり播磨圏域での取り組みを中心に推進したいと考えており、観光産業界の専門紙観光経済新聞を媒体としたPRをはじめ、JR西日本や山陽電鉄の車内吊広告等々、各種媒体やパンフレットを利用した観光業界及び一般へのPRに向けた協議を関係市町により進めております。

観光バスに関しましては、ひまわり関連といたしまして近畿・中国・四国など業界各社約100社に対してPRのダイレクトメールを発送するなどの取り組みも行っております。

また、本年度は、地域創生事業交付金を活用して、本町農産物と観光をテーマにしたバスツアーを2回にわたって開催をし、定員を上回る申し込みがある中、都市部住民120名の参加をいただいて、好評を得たところであります。

今後においても、バス、自家用車、公共交通機関を問わず、本町への入り込み客の増加に向けた取り組みに努めてまいります。

最後に、昼は花を見て、夜は星を見て、笹ヶ丘荘やゆう・あい・いしいに宿泊してもらうようにとのご質問でございますが、本町には、花や星はもとより、ほかにも有効に活用し得るさまざまな観光資源もあります。

例えば、播磨光都サッカー場及び町内スポーツ施設利用者の合宿が笹ヶ丘荘だけで、今年度6,000人を上回る利用客が見込まれております。また、町内で開催されるバレーボールの大会、ビスラカップでは、笹ヶ丘荘だけでなく、ダイヤモンド佐用カントリークラブ、また、若鮎荘、一本松さん等、民間施設も含めて300名を超える参加者が宿泊をされております。

今後も、町関連施設だけではなくて、民間の観光関連施設の利用促進も含めて、自然や歴史、スポーツや文化活動など、さまざまな資源を有効に活用して、入り込み客数の増加を図るため努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 花を見て、誰も心が和まれて、やはり怒る人はおりません。

和気の藤公園でもたくさんの方が訪れ、バスやマイカーがいっぱい来ております。

山崎の千年藤もしかりです。そして、千種高原にもユリの花をして、京阪神からでも多くの人が訪れております。

私も新宿のおじいちゃん、おばあちゃんの菖蒲園に13年前から車の受付や料金、そして車の誘導、花植え等参加させてもらっておりますが、やっぱりインターネットで見たということで、四国の方や京都、そして三重県のほうからも見える方がございました。

ですから、やはり今、町長が、それぞれカタクリの花とか、それからシャクナゲ、ひまわり、菖蒲園、そういうやつを応援しているということをおっしゃっていただいておりますけれど、合併する前に井戸県知事が、私たち議員54人と懇談会した時に、私も申し上

げたんですが、大撫山に西播磨農の土地が10ヘクタール、10町そのまま放っておかれて雑木が生えております。ですから、それを佐用町にくださいよと言うたら、知事が、岡本さん何するんですかということで、年がら年中花の咲く山にして、佐用の活性化の公園として、昼花見てもらって、夜星見ってもらうようにしたいと思っておるんですよと言った時に、それはええ考えで、県も放っておきません。やってください。応援しますよとおっしゃったんですけど、なかなか佐用町としても、そこまで手が回らずに、私は思うんですけど、その10年前から1,000万円ずつでも、こうやって1つの花のゾーンをつくってやっていけば、いっぺんにはできません。しかし、コツコツと頑張ることによって、継続は力なりで、また、花が咲き、実がなると。そして、地域に、そういう活性化、いわゆる特産物や野菜も売れるようになるし、また、お昼の食事してもらおう。そしてまた、晩それぞれの笹ヶ丘荘やゆう・あい・いしい、そして民間の施設にも泊まっていただくことができる。そういうふうに思っておりますので、そういうことを、やっぱり着々と商工観光課も考えていただきたいと、このように思っております。

それから、先日、NHKのテレビを見ておりましたら、川西さんでしたか、大撫山の朝霧のきれいなところを動画で投稿されておりました。PRしていただいてありがとうございます。

そこで、坪内副町長や私も60年から円光寺に住んでおりますが、笹ヶ丘荘の上の浅瀬山の朝霧、私も知らなかったんですよ。その季節に登ったということはね。普段はよく登っておりますけれど、子供の時に節句でお弁当持って上がったりした。そやけど、その竹田城に負けんようなね、その登った人は、大撫山よりきれいじゃということで、島が浮き彫りになったようになっておるんですよ。商工観光課長、これ登って見られたことありますか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 私は、まだ、浅瀬山のほうには、上がって、その朝霧はよう見えておりません。

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 久崎の地域づくり協議会は、こういう歩こう会の中で、登ったんですよ。そしたら、その登った人が、大撫山の朝霧も見た人が、これ朝霧よりいいものがあるということで、すごいんです。ほんまにこう、ザーッと真っ白な中に山が浮き彫りになって、浮いたように。ですから、ぜひ町長も、その商工観光課の職員も登ってみて、それを動画に撮って、佐用の役場のPRとして使ってください。そしたら、大勢の方が散歩道にずっと上がって、この間、姫新線を利用する会の方が、姫路のほうから40、50人見えて、半分ぐらいはそこへ登ったりしております。

ですから、今、遊歩道も大分いいのができて、やっぱりそこへ大勢の人が来てもらうことによって、笹ヶ丘荘の利用、食事や、また泊まる人も増えるかもわからんということで、ぜひ商工観光課にお願いしておきたいと思いますが、やっていただけますか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長ですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 佐用町には、いろいろな観光資源がございます。

今、議員言われました、朝霧もその1つかと思われまので、その件については、検討をしていきたいと思ひます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） この間、商工観光課の研修がございまして竹田城へ行ってまいりましたけれど、竹田城はすごいね、登って来る人がいっぱい。課長が行っておられたけど、降りてくるいっぱい。ドンドン来よんですね。

しかし、残念ながら、竹田城の、その地元は昼は出石で食事し、泊まるんは城崎へ逃げてしまうということで、あんまり恩恵受けてないということで、ですから、そういうふうなことで、平福の国指定の利神城のを着々と進められております。ですから、そういうふうなこと、平福は宿場町の中で、見るところもあって、竹田城のように下何もないと、何もないと言ったら叱られますけれど、やはりそういういいものがありますので、今から、やっぱり国指定を目指していく以上は、その来てもらうようには、どうして次、その人たちが食事してもらったり、また、そういういいもの、特産物を買ってもらえるように、やっぱり今からでも、そういう考えて勉強していかないと、今、入り込み客が63万人ですね。ですから、これ、昨日の過疎地域自立促進計画見たら、5年後70万人ということで言うてございますけれど、私、70万人だったら、まだ少ないですよ。これ。来年70万人ぐらいいう意気込みでやってもらって、100万人ぐらい上げてね、もう佐用だったら、ものすごく自然に恵まれてます。

ですから、そういう、いろいろな地域と連携とりながら、やっぱり頑張っていかなとよくならんと思ひますんですよ。

ですから、私、思ふんですけど、今、町長の答弁の中に2回こうやって、観光バスこうしたら大勢の方が連れられて、人気盛況で、野菜とか特産物も買って行かれたということですので、旅行会社呼んで、1年に2、3回バスに乗せて、佐用町をずっとめぐって、そしてその専門家の目を見て、佐用のよさを知ってもらって、そしてこういうPRの雑誌もつくってもらったり、そして姫路城でも世界遺産になって、国指定、そしたら200万人を超す人が来よんですね。

ですから、そういう人を、バスの2台、1台でも佐用に来てもらえるように、このバス会社に、バス会社1つの企画した時に、行きか帰りぐらい寄ってくれというような感じで、やっぱりよしみつくって、呼んで、そういう回すということ、そういうことできないでしょうか。町長。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答え願ひます。

町長（庵途典章君） バス会社のほうにも、ひまわり祭りの時と、お答えしましたように、その関係100社ぐらいにダイレクトメールを出して、また、ひまわり祭りにも、そういう形でバスも来ていただいております。

ただ、バス会社の皆さんというのは専門家で、皆さんも、そういうバスツアーというのは、いろんな観点から研究されて、そういうツアーの計画をされているわけでありまして、

佐用町が独自で、佐用町だけを観光地としてバスツアーを組んで、会社として営業できる、事業ができるというものではないというふうに思います。

そりゃ、ほか近隣と連携して、いろんなところと一緒に見て行かないと、そういう中で、先ほど申しましたように、西播磨として、今度、中枢拠点都市のいろんな事業を取り組む中でも、先ほど言われた、姫路市を中心に中枢拠点都市として関連の西播磨、こういうところが観光面等で一緒に取り組んでいこうという取り組みをしておるということ、今、答弁したところ、こういう形で取り組んでいきたいということで、ご理解いただきたいと、思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） この間も、観光の雑誌読んだり、テレビで見えておりましたら、今、外国人が2,000万人から訪れるようになってきて、やっぱりそういうリピーターいうんですかね、タイの人でも何回でも日本の優しさ、そして親切さ、そして食べ物のおいしさ、そしていろいろな四季折々の、ですから何回でも行きたいというようなことで、熊野古道でも、夫婦でオーストラリアから来た人が歩いて回ったり、また、地方にも足が向き出したわけなんですよ。

ですから、そういう人をインターネットのこれで発信することによって、世界中バツと行きます。ですから、いいことがあれば、必ず私は来てくれると思うんです。やっぱり、そういうチャンスを、インターネット利用せんとあかんと思いますわ。

ですから、そういうことを、企画防災課長らもインターネット長けておるでしょうから、そういうふうなフェイスブックでもつくって、どんどん発信してもらいたいと思います。

今、町長、おっしゃったように佐用独自では1日堪能するような観光地がないかもわからんけども、例えば、姫路城へ来た人が行きがけか帰りにでも、半日でも佐用へ寄って、バス1台でも2台でも寄って、昼食事してもらったり、また、土産でも買ってもらうということが、佐用の活性化につながるわけです。

ですから、そういう、それに従事する人、また、その野菜つくる人も、それが売れることによって、また、1つの励みにもなりますし、それからまた、それにお米でも野菜でも、そしてまた特産物でも、私は、前にも申し上げましたけど、役場の若い優秀な子がいっぱい入っておるんですから、そういう1つのテーマを持たせて、勉強させてください。

私らも勉強して、皆さんに負けんように頑張りたいと思います。いつも図書の本を借りて勉強しておるんですけど、まだ、皆さんのようにはいかんかもわからんけども、やらんことには、佐用はほんまに、このやつ見てもらったら45度の中、もう坂道転げるような格好になっておりますからね、ほんまにみんなで危機感持たんとあかんと思います。佐用は、ちょっと恵まれ過ぎておると思います。

ですから、そういうことにならないように、やっぱりもっともっと、みんなが頑張って、そういう観光客を迎えて、そして商工観光課ももっと、そういう関連機関、そしてそういうふうなことも含めて、そのバス会社呼んで、ずっと自分らが案内してでも、こういう佐用のよさを訴えて、その観光会社の人に、ちょっとでも足向けさせて、目を向けさせて、佐用を発信させていきましょうよ。と思います。

そこらへん、町長、また、大変でしょうけど、久保課長や商工観光課高見課長、頑張ってください。私らも応援させていただきますからということで、今日の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君の発言は終わりました。
続いて8番、金谷英志議員の発言を許可いたします。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は2点、安心できる介護保険を求めると、地方創生総合戦略で町活性化が図れるかについて伺います。

まず1点目の安心できる介護保険を求めて質問いたします。

介護保険制度は2000年にスタートし、15年が経過しました。「みんなで支える老後の安心」を合言葉に、介護保険料を支払うかわりに、いざという時には公的介護保険制度で十分介護が受けられるはずでした。しかし、今、要介護高齢者をめぐる状況は決して安心できるものではありません。

第1に、家族の介護負担は依然として重いことです。家族の介護のために仕事を辞める介護退職は毎年10万人以上に上っています。悲しい介護心中、介護殺人も毎週のように日本のどこかで起きています。

第2に行き場のない要介護者、介護難民が増え続けていることです。厚生労働省が昨年3月に公表した特別養護老人ホームの入所待機者は、当時の特養の定員数とほぼ同じの52万人以上となりました。家族介護ができないため、退院後はショートステイや老人保健施設を転々とするなど介護漂流という事態も起こっています。また、要介護高齢者を長期間にわたって宿泊させるお泊りデイサービス、低価格を売りものにする無届の老人ホームなどに住まざるを得ない人も増えています。

一方で、介護職場は慢性的な人材不足で、募集しても介護職員が集まらない。施設を開設しても一部しかオープンできないなどの事態も生じています。この介護人材不足は、将来にわたってさらに深刻で、10年後には37万7,000人不足するという見通しを昨年6月に厚生労働省が出しています。

2025年には、戦後ベビーブーム世代が後期高齢者になり、一人暮らしや老夫婦だけの世帯が急増することから、介護の需要は大きく増えます。現在の状況はまさに危機的状況であり、抜本的な建て直しが必要です。

ところが、現在、社会保障改革の名の下に医療改革と一体で進められている介護保険改革とは、全く逆の方向です。

町では、この介護保険制度変更を組み込んだ第6期介護保険事業計画を、本年度から実施しています。この計画については、策定前の昨年の12月議会で、介護サービスの低下にはならないとの答弁でありました。介護保険事業計画の初年度の現状と対応を伺います。

1、特別養護老人ホームの新規入所者は、原則要介護度3以上に限定されたが、町内事業者の入所待機者への影響と、除外される人への対策はどうか。

2、今年8月から、一律1割負担の利用者負担は合計所得160万円、年金収入280万円以上の人は2割負担に引き上げられますが、これによりサービス利用減につながらないか。

3、要支援者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、地域支援事業として、2017年に移行予定ですが次の項目について伺います。

その1、現行相当サービスは、既存の事業者によるサービス提供となる見通しですが、報酬単価は本年度報酬改定で20パーセント以上引き下げられています。事業者に対して現行予防給付の報酬単価を保障すべきではないか。

2、緩和した基準サービスA、ボランティアなどによるサービスB、専門職による短期

集中予防のサービスCは、多様なサービスに移行するとしていますが、この事業については要支援者の心身の状態と生活実態、そして、現行のヘルパー・デイサービスが果たしている役割の実態を把握した上で取り組むべきではないか。

4、包括的支援事業の中で認知症施策の推進として初期集中支援チームの設置、地域支援推進委員の配置をしていますが、これらに関わる人員は認知症対策を主たる業務とした体制とするべきではないか。

以上、町長の見解をお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問2点、最初の安心できる介護保険を求めるについてのご質問に対してお答えさせていただきます。

昨年度、策定をいたしました佐用町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画は、今年の4月にスタートをして約9カ月が経過をいたしました。

この計画は、第5期計画で取り組みを開始した地域包括ケアシステムの構築のための取り組みを継承しつつ、福祉・介護・医療分野の連携、在宅医療・介護連携、多職種連携による取り組みを本格化するとともに、自助及び互助を中心とした地域で支えあうシステムの構築を目指して策定をいたしました。

初めに、特別養護老人ホームの新規入所者は、原則要介護度3以上に限定をされたが、町内事業者の入所待機者への影響と、除外される人への対策はどうかについてご説明を申し上げます。

町内の入所申し込み者は、平成26年度で211人、平成27年度で166人と若干少なくなっておりますが、平成27年度においても要介護1、2の方も67の方が申し込みをされております。

要介護度が1、2の方であっても、やむを得ない場合には入所することができます。また、町内の特別養護老人ホームでは町内の方の入所者の割合が少ない施設もございますので、一人でも多くの町民の方が利用できるようお願いをしているところであります。

また、除外される人も含めた緊急時の対応は、地域包括支援センターが中心となり、介護保険サービス事業者と連携し適切な対応を行ってまいります。

2点目の、今年8月から、一律1割負担の利用者負担は合計所得160万円、年金収入280万円以上の人は2割負担に引き上げられたが、これによりサービス利用減につながらないかとのご質問でございますが、佐用町で2割負担の方は、現在71人おられ、要介護者全体の約4.8パーセントとなっております。今まで、1割負担だったものが2割負担になるということですが、2割負担となっても支払う額が2倍になるわけではありません。介護保険についても高額サービス費の制度があり介護サービス利用料として1カ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えた時は、超えた分が払い戻されるという制度があります。一般的な所得の方の負担の上限は3万7,200円でございます。また、2割負担になったことにより介護サービスの利用抑制による影響が出ているとは把握はいたしておりません。

3点目の要支援者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、地域支援事業として2017年に移行予定であります。次の項目についてはどうかについて、まず1点目の現行相当サービスは、既存の事業者によるサービス提供となる見通しであり、報酬単価は本年度報酬改定で20パーセント以上引き下げられる。事業者に対して現行予防給付の報酬単価を

保障すべきではないかとのご質問でございますが、介護報酬改定では、介護予防通所介護の介護報酬が大幅に減額をされたところであります。その理由は、介護予防通所介護については、高齢者など要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替えは想定していないことから、長時間の利用は想定されていないため、介護予防サービスのあり方と提供実態を踏まえた上で、通常規模通所介護報酬単価との整合性が図られるように引き下げられたものでありまして、報酬引き下げ分について、事業者への町独自としての補償は考えておりません。今後も、介護保険の給付費は抑制される傾向にございますので、町の財源で補填することは難しいと考えます。

2つ目の、緩和した基準のサービスA、ボランティアなどによるサービスB、専門職による短期集中予防のサービスCは、多様なサービスに移行するとしている。この事業については要支援者の心身の状態と生活実態、そして、現行のヘルパー・デイサービスが果たしている役割の実態を把握した上で取り組むべきではないかとのご質問でございますが、要支援者は、現行の介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスの提供を受け、介護保険非該当の人と共に多様なサービスも受けられることとなっております。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため市町村は、サービスを類型化し、それに合わせた基準や単価を定めることが必要となります。

多様なサービスの対象者となる要支援者等の実態把握については、地域包括支援センターや、町の窓口で相談をした被保険者に対して基本チェックリストを活用して質問項目にお答えいただき、身体状況等を把握して、利用すべきサービスの区分の振り分けを行います。

緩和した基準のサービスAについては、今のところ新規に実施したいという事業所からの申し出はございません。今後の見通しとしては、通所介護、訪問介護を提供している事業者以外の事業者が人員等を緩和した基準でサービスAを新規に開始するケースが考えられるところであります。

次に、通所型サービスBについては、住民が主体となって運営する通いの場の提供が考えられます。これは、地域の集会所等で実施される、いきいき百歳体操に参加するケースなどを想定いたしております。

また、訪問型サービスBは、住民主体による生活援助の提供が考えられます。これは京都府の宮津市で実施されております「暮らしのかけ橋」事業を参考に、高齢者の困りごとを地域の住民が協力して手助けをするもので、家具の移動、掃除、買い物などを高齢者と一緒に行い、会話をすることや見守りの一手段として取り組むことを予定をしております。

次に、短期集中予防サービスの通所型サービスCは、町の保健専門職が提供する予防サービスで、これは、いきいき百歳体操を実施する場合に、初めの4回で体力測定や実施方法の指導を行い、体操を継続できるように支援をいたします。そして生活機能を改善するための運動機能改善のプログラム等の内容を予定をいたしております。

また、訪問型サービスCは、現在行っております栄養相談等の訪問型予防事業を想定しているところであります。

以上のように、対象者の状況を介護予防ケアマネジメントによって行い、自立支援に向けた課題の抽出、目標設定を行い、必要なサービスにつなげていくことが大切であると考えております。

4点目の包括的支援事業の中で認知症施策の推進として初期集中支援チームの設置、地域支援推進委員の配置をするとしているが、これに関わる人員は認知症対策を主たる業務とした体制とするべきではないかとのご質問でございますが、認知症初期集中支援チームは、専門医1名と保健師、看護師などの医療系職員と介護系職員の2名以上で構成をして、

認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

また、認知症地域支援推進員は、保健師や看護師などが、認知症の人が、できる限り住みなれたよい環境で暮らし続けることができるように、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

佐用町では、第6期介護保険事業計画の中で、平成30年までに認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置をする計画をいたしておりますが、認知症初期集中支援チーム員研修を受講しなければ、チームとして活動ができないため、今年の9月に地域包括支援センターの職員1名が研修を受講しております。

また、認知症地域支援推進員についても認知症地域支援推進員研修を受講しなければ、推進員になれないため、今年の7月に地域包括支援センターの職員2名が研修を既に受講するなど準備を進めております。今後は、認知症施策の推進を進めるとともに、保健師や看護師などの専門職等の増員も含めた地域包括支援センターの業務体制を構築していく考えであります。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 初めは特養ホームの待機者、本町での実態を挙げられましたけれども、その特養、元々少ないと言われていたんですけども、その要因について、ちょっと見解をお伺いしたいんですけども、待機者が増え続ける要因には、社保協なんかの調査では高齢者の貧困化があると言われていたんですけどね。

国民年金の平均受給額が月4万9,000円。厚生年金も女性の平均受給額は月11万円です。これによって、こうした低年金の人が要介護状態になった時に、高いサービス付き高齢者住宅なんかでは高いですから、なかなか入れない。特養に入りたいんですけども、収入が少ないから待機者になるというようなことなんですけど、その待機者が増える状況は、どういうふうに町長、お考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。

町長（庵途典章君） 今、金谷議員は待機者が増えているのは高齢者の貧困化にあるのではないかというお話しですけども、特養に入る状況の人と、そのサービス付き高齢者住宅に入る人というのは、全く体のそういう状況は違いますよね。

ですから、高齢者のサービス付き住宅との関係というのは、私は、あまり考えられないというふうに思います。

ただ、核家族化している中で、家族介護とか、こういう通所で介護を受けるという状態は、なかなか難しい方が多いわけです。その中で特に特養に入所を希望される方が非常にたくさんいらっしゃる。それでじゃあ、待機者がなぜかと。これは、佐用町だけではなくて、都市部におきましては、もっともっとその待機期間というのが長い。何年も待たされるというような状態がある。

これは国においても、まず原因は、この施設が少ない。受け入れる施設が少ないということがあられるわけです。佐用町においても、ほかの地域と比べれば、市町と比べればそうし

た入所施設、介護施設は充実しているほうだと言われながらも、これだけの、まだ待機者がおられると。これは、全ての高齢者なり、こういう介護サービスにおける問題なんですけれども、誰がこの経費、この費用を負担するのか。どういう形で負担するのかということにあるわけでありまして、私は、この施設、第6期計画の中でも、こうした待機者がありながら、新たなこの入所施設をつくるということは、これは国においても介護保険料を抑制するために在宅介護、通所介護を中心にとということで、新しい施設の建設については、以前と比べれば、非常に難しくなっているわけですが、それにしても町として、やっぱり介護保険料との兼ね合いになってくるわけですね。ですから、町民みんなの、佐用町だけができるかどうかわかりませんが、町民皆さん、また、議員の皆さんが介護保険料を、今5,000幾らに今度になりました。それに対して、これが高いという。これをもっと下げなさいと言われても、その財源がなければこの施設ができない。また、運営ができないわけですね。

ですから、これを例えば1万円でも1万5,000円でもいいと。幾らでもお金をかけてもいいんだと、そういうことであれば施設は建設ができます。介護保険としての制度上ですね。そこに問題が私はあると思います。

一方では、このサービスを受けなきゃいけない方が、たくさんいらっしゃる。それなら、その負担をどうするか。

じゃあ、国に求めると言っても、国も全体制度の中で、最終的には国民、私たちがその負担をしていかなきゃいけない。

だから、幾らでもその施設をつくれれば、それだけの保険料が上がるということは間違いないわけでありまして、それがじゃあ、保険料がたくさん値上がりするということがだめということになれば、施設を抑制しなきゃいけない。抑制すれば、こうしてベッド数、施設が少ない。だから待機者が出るということの、これはもう相関関係ですから、これは根本的に全てのことに於いて、そういう関係の中にあるということ。これを、まず前提に物事を考えなきゃいけないと思います。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） その相関関係の中で、一番役割として大きな責任を負っているのは、町長が言われるように国だと思うんです。国の制度として、こういうふうな町の第6期計画も立てられましたから、そういうふうな根本的には、私も国のほうでそういう施策をとるべきだとは思っています。その中で、町も政策をやっていかなきゃならないところは難しいとは思っていますけれども、先ほど、サ高住について、待機者とはあんまり関係ないということもあるんですけれども、お金が得られれば待機せんと、そっちに入られると思うんですけれども、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームを、このたび制度改定によって受け皿にするというふうな見方もあるんですけれども、これらの施設を利用する時には部屋代、食費、介護サービスの利用料など合わせて、月15万円から25万円です。ですから、年金も多少多くもらっている人が、それに入ると、また、必要とするから待機されているんであって、やっぱりサ高住なり有料の老人ホームに入れない人が待機者になっているという実態だと思うんですけど、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、お答え願います。

町長（庵途典章君） 今、サ高住、サービス付き高齢者住宅ですね、それぞれ施設も新しい施設ができてきております。また、このたびも学校の跡施設を、校舎を利用して、そうした施設を建設するというので、計画は進められております。

ですから、その利用料というのは、町内の場合、その収入にもよると思うんですけども、そのサービスの内容にもよります。今、15万円から25円と言われますけれども、都市部なんかになれば、もっと高いのもあるのかもしれませんが、佐用町においては、もっと低額で利用されている施設も、私はあるというふうに思います。

ですが、そのサ高住に入れるというのは、まずは自ら自分で自立、基本的なことができる人が入所されるんであって、ここで言われる特養の待機者とか、特養が必要、入所を希望される状態というのは、今回、介護度3以上ということで指定になりました。その1、2の方でも特別の場合においては入れるということですけどもね。

そうすると、サ高住におられても、そういう状態になれば、そのサ高住では自分では生活できない。そうすると、こういう施設に当然同じように入所されないと、そこではずっと生活はできないということではないかと、私は思っているんですけども。

だから、サ高住で、この特養の代替え、かわりをするということは難しい。だから、そのために、今、ちょっと問題になっているのは、小規模多機能の介護施設、そこでのショートステイですよ。これは泊まりができるということですけども、そのショートが、もうなかなかショートでは済まない。それを継続してずっとショートを利用されるというような実態が生まれているというところ、そこが、それはショートはそうした介護度のかなり高い人も利用されています。だから、そういう人が特養に入所できないからショートで入り、ショートで継続してずっとおられるというような、そういう実態になっているんだと思います。

だから、サ高住では、私は解決はしないとします。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） サービス付き高齢者住宅、サービス付きということですから、介護サービスを受けられる。その要介護状態の人もそのサ高住には入られるんですね。町長のを聞きますと、サ高住に入る人は要介護状態じゃない人というふうに聞こえるんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答え願います。

町長（庵途典章君） 要介護でも、その1、2とか3とか段階ありますよね。ですから、私は、サービス付き高齢者住宅のサービスの内容を、今、つくっておられるのを見ると、そうした、例えば寝たきりになったり、自分で自分のことができなくなられたような状態で、サービスを受けて、そこで最終的に全て特養のようなサービスを行いますというところは、私はないというふうに思ってますけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） その点はいいですけれども。

先ほど、要介護度1、2の人でも適切な対応をするというふに言われたんですけれども、政府が言うている要介護度1でも虐待とか認知症とか精神障害の困難な状況にある人には、いわゆる町長先ほど言われたような適切な対応。この方については、一律入所否定はしませんよということですが、町の場合についても適切な対応というのは、どういうこと。どういう対応されるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 入所判定委員会での判定ですね。そういう中で、各施設がそれぞれ判定をされます。だから、町の対応としては、それぞれ保健師なり、また、私とこの福祉課の窓口で担当者が、そうした介護度の認定委員会に出すための調査をしたりして、その中で、そういう今、言われたような状況のほうも把握しながら、各それぞれの町内にある施設、町外もありますけれども、そういう施設への入所が必要であれば必要として、そういうところに問い合わせたり、また、照会をするということになっているというふうに、私は思っておりますし、そういう対応をしていると思っておりますけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） 先ほどの答弁の中では、要介護度1、2の人、現在入所されている人が67人。1.2パーセントぐらいということですが、67人ということですが、それ今現在、入所している人はそれはそれで、新しく入所する人というのは、現在でも、これだけ人数がおられるわけですから、それを改めて申し込まれる場合には、そういう人が増えてくるのではないかと思うんですが、それは、どういうふうに見ておられますかね。今現在は、67人と言われましたけれども、今後の推移については、どういうふうに見ておられますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 入所されている人がじゃなくって、入所の申し込みをされている人の中に、その介護度1、2の方がそれだけの人数、67人という方が、今、いらっしゃるということで、その入所されている人の介護度が1とか2という人が何人いるという話はしてないと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） それでしたら、よりわかりやすい。67人おられるということですから、その人については、先ほど言われたような適切な対応を、ある人についてはされるということでもよろしいでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 言われるとおりで、特別な事情がある場合については、介護度1、2についても入所の対象者となりますので、先ほど、町長が申し上げましたように、各施設の入所判定委員会、そして要介護度、そして特記事項等で点数が出まして、それぞれの施設の入所判定が妥当になれば、入所ができるということの流れになっておりますので、1、2を除外しているわけではございません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 介護労働者についてお伺いしたいんですけども、介護が受けられない施設、先ほど、初めの質問の中でも言いましたように、なかなか施設開設しても介護職員が集まらないということがあるんですけど、1つの要因が介護労働者の月収なんですね。平均月収が介護労働者の場合、20万8,000円。全産業の平均が29万6,000円ですから、大きく下回っているというふうな調査結果があるんですけども、これがやっぱり仕事の割には、仕事としては、長時間労働やサービス残業、福祉の初心を生かせない労働環境、やっぱり介護職員である方は、いろいろ介護をやりたい、そういう仕事をやりたいということであつたと思うんですけどね、そういう初心を生かせない労働環境があつて、その点でも給料が安いということがありますから、ひとつ介護労働者が集まらないというのは、町長、どういうふうな見解でしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） もうそのとおりだと思います。仕事の内容が1つは、それぞれ皆さんがこういう仕事をしたいという仕事を判断する上で、その仕事そのものの内容と同時に、それに見合う報酬という、その、それこそ相関関係ありますよね。

ですから、そうした介護現場の非常にきつい仕事に対して、その報酬が少ないということ。それが普通の仕事よりかずっと給与が一般よりか2割も、例えば倍も高いということであれば、皆さん集まるんでしょうし、そういう中で、ただこれも介護報酬が、その施設の経営、運営をする中で、各施設ともできるだけの待遇改善はされていると思うんですけども、実態として、そういう報酬額でしか施設が運営できないというようなことが、これは介護報酬の中で決まってくるわけですから、そこに問題は、確かにあるというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 佐用町の中の1つの現状として、学校跡地の活用で、「デイサービスはるか」が長谷保育園の事業をやりたいということで、協議会なんかの報告では、「は

るか」自体の本体が、新しくやるんじゃないかって、今やっている事業自体が、あんまり立ち行かなくなっただけということもあるんですけども、その現状、企画防災課長か健康福祉課長かどこかね、「はるか」についての現状は、どういうふうに認識されますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵邊典章君） これはいわゆる民間事業者の施設の運営の内容ですから、ある程度、私たちがそういうことの内容は把握はしていますけど、この場で、その内容がどうかを申し上げることは、これはできないというふうに思います。

ただ、ああしたデイサービスだけの施設というのは、「はるか」さんだけではなくて、ほかの施設も運営上、いろいろと工夫をされていて、かなりうまくやっておられる事業所も確かにありますけども、全体として、先ほど言いましたように、介護サービスを受けられる方として小規模多機能のように、デイサービスとプラスショートステイ、泊まりができる。そういう、また介護を緊急の場合してもらえると、そういう施設を当然皆さん、利用される方は選ばれますよね。それは、本人じゃなくて家族の方。ですから、その施設もたくさんできました。

特に、デイサービスについては、この介護計画に全く関係なしに、民間の方が届けというんですか、申請だけで、これは開設ができたんですよ。今でもできるんだろうと思います。

ですから、そうした小規模多機能というのは、これは介護計画に基づいて、その設置を、計画じゃないと認可がされないということであって、どうしてもデイサービスというのは、たくさん佐用町内にもできました。

でも、先ほど言いましたような、そういうことで利用者、サービスを受ける利用者が集まらない。これは、そうした職員、介護者が集まらないじゃなくて、利用者のほうが、まず、その選択をされる中でデイサービスだけの施設には集まりにくいという実態、ここにやっぱり一番の根本は、問題はあったというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 地域包括支援センターで、認定のチェックについてお伺いしたいんですけども、チェックリストをつくって検討すると。新しく来るやつについては、割り当てるといふような答弁でしたけれども、その場合に、基本チェックリストというのがあって、それで認定の基準をつくっていく。町長、先ほど言われたとおりですけども、その場合に、その要支援者に水準から大きく、今の現状から後退するように、国のほうでは給付の抑制ということ、一方で上げられておりますから、その線の方向でいくとなると給付抑制、いわゆる要介護度の認定そのものからの基本チェックリストを使って縮小、後退いふふうになるんじゃないかというふうに考えられるんですけども、それはないんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 介護報酬と事業所の収益、これは相反する面、いろいろあるのかと思います。

今回のこの支援事業に関しましては、議員おっしゃられるとおり現行のヘルパーとか、デイサービスのそれぞれ実態を一番把握しております包括支援センター等が、ケアマネージャーしておりますので、そのへんの適切な判断等をこのチェックリストで行うということでもありますので、どう言いますか、これによってサービスが低下をするということではなくて、既存のサービスにつきましては、従来どおり利用できますし、これは前回の時にも言ったかと思いますが、そのサービスではなく、もう少し手軽にできるサービスを、私は望んでいるんだという方に対しての単価を下げて、利用負担を下げる、しいて言えば、生活基盤が安定する。そういう利用者も国は、今後は考えていこうと。そういうのが、今度のこの総合支援のサービス事業メニューとして、各町も遅くとも平成 29 年からはやっていこうということで、現在、取り組もうとしておりますし、28 年度中には、おおむね方向性を出していこうというふうに事業所とも検討しながらやっていきたいなと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） 今のヘルパーの役割りについて、ちょっとお伺いしたいんですけれども、町の事業を移行する中で、いろんな事業に移行するというので、ABC ありましたけれども、その中で、今、専門職でやられようとしているのは、C ですから、その点で、後の事業については、どういうふうな具体的には、先ほど町長言われたんですけれども、どういう事業者、新しい新規の、今ある事業所については、新規でやられるような方向じゃないかという答弁もありましたけれども、ほかのボランティアとか、そういう体制ができるんでしょうか。

これ始まる前は、なかなか町では、そういう互助とか共助とか言われまして、地域でそういうふうな介護状態の人を見るというような、地域で支え合っていましようというかけ声なんですけれども、そういう体制が果たしてできるかということなんですけれどもいかがですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 先ほど言いました、新規の事業所と言いますのは、サービスの A タイプで、従来行う、通常の通所関係をやっていないところが、今回の制度によって、それぞれ人員の配置等の基準が緩和されておりますので、併用して兼務してできるようなサービスができないものか。できる事業所は手を挙げてくださいうのが、この流れでいきますと A タイプではないかなと。

それで B、C につきましては、町長の答弁の説明のとおりであり、地域または町の包括支援センターをはじめとする専門職が、事前にケア等も行う中で、NPO で、また、地域で取り組んでいただけないかということで、これも全国的に声かけをしているところです。

1 例を言えば、ある地域づくりなんかは、その先がけで、地域づくりの中で、同じ日常、地域支援事業ですか、地域づくりのほうで地域支援事業ですか、生活支援事業ですか、

そういうのも各地域で既に取り組もうとしているところ、僕も聞いておりますので、そういった地域が、この宮津市なんかも同じような地域がやっているところだと思いますので、そういう地域の方とともに、そういう例えば、300 円の利用負担で何々をしていただくとかという取り組みが、全国で広まるような制度ということになっています。

ただ、今現在、即立ち上げというところまでは、行ってませんが、また、ここ1年間で調整をしていきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） 例として挙げますと、ヘルパーが今までやってきたのは、単に掃除や調理の生活援助をすることではないと。状態の変化の早期発見や対処、それからリスクの回避、認知症への対応、利用者との時間をかけた関係づくりや、信頼の構築、相談援助など、一連の家事を通して、生活を総合的に支える、そういう専門性がヘルパーについてはあると。ですから、これボランティアに変われるものではないというふうな社保協なんかの見解ですけど、その点についてはいかがでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） ですから、ヘルパーとして資格要件を持っておられる方が、その条件を必要とする介護の場合は、通常の訪問介護等を利用させていただいたらよろしいですし、それに伴います予防的な面については、今も残っております予防の訪問介護も当然ございます。

それ以外に、支援を持っておる、十分、普段は生活できるんやと。その中で、これちょっと洗濯物を入れるサービスを 30 分だけお願いしたいんやというようなサービスは、今現在のメニューではございませんので、そういったサービス等が利用できる、そういうのを今後考えていけという内容だと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8 番（金谷英志君） 利用者の 1 割から 2 割負担になる人が 71 人、4.8 パーセントだということなんですけれども、単純に倍になる。1 割から 2 倍になって倍になるわけではない。町長が言われるように、そうなんです。

1 つの例言いますと、要介護度 3 の人で、だいたい通所リハや訪問介護、ショートステイなんかを利用して、それからショートステイの通所の食事、住居費なんかも含めたら月 4 万 3,000 円。これが負担が 1 割から 2 割になりますと、4 万 3,000 円が 6 万 9,000 円ぐらいになると。これ、やっぱり単純に倍にはなりませんけど、4 万 3,000 円が 6 万 9,000 円になるというのは、やっぱり負担が大きいから利用抑制にはなるのではないかと思うんですけども、佐用町では 4.8 パーセントの人ですけども、その点は、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） 抑制にならないかと言われれば、それはやはり利用される方は、それだけの負担があるということについては、負担が増えたなど。高いなというふうに、今までよりか高いなというふうに思われると思います。

ただ、それは、あくまでも収入に基づいての負担であって、実際に、そういう状態になった時に、例えば、丸々それが3倍になっても、それを利用しなければならない。したいという人は、せざるを得ない人は利用されると思いますし、今の介護保険料、また、全体の負担、低所得者の軽減を考えると、所得のある人の負担というのは、これはお互いに、これは考えていかざるを得ない。やむを得ない措置だというふうに、私は思っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 国のほうの政策の中で、町もやるわけですから、町ばかりに負担を求めるいうわけではないんですけども介護保険の法令上は、法定分を超える一般財源からの繰り入れを禁じる規定は、制裁措置はないんですね。

政府、厚生労働省は、制度の趣旨から適当でないので慎んでいただきたい。こういうふうな見解ですけども、ですから、一般会計からの繰り入れが法的に認められていないというわけではないということでもあります。

それから、公的介護保険の充実は、介護離職を減らし、現在、現役世代の就労、社会参加の条件を整え、経済成長にも大きなプラスとなります。介護は、全産業中最も雇用誘致効果が高い。町の戦略の中でも雇用、医療、介護関係に従事している方の割合が一番高かったと思うんですけども、そういうふうに雇用の誘致も高い。介護労働者の処遇改善は雇用の拡大と所得増。消費生活活性化、好循環を町にもたらすというふうに思うんですけども、そういうふうな介護労働者や施設の改善なんかについても、こういう町の経済の活性化もあると思うんですけども、最後にその見解を町長に伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） もう仰せのとおり、今、佐用町内のいろんな雇用の事業所としても、この福祉、介護、医療、これは大きなウエイトを占めております。

今後も、ますますこういう状況は、これから必要であり、これは続くというふうに思います。そういう意味で、そこで働く人たちの処遇の改善、また、そこで働こうという方がいないという人手不足、こういうことは、改善の中で解消もしていただいて、佐用町としての雇用の場として確保していきたいというふうに考えております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

8番（金谷英志君） 次の質問に移ります。

地方創生戦略で町活性化は図れるかについて伺います。

政府は昨年、人口急減社会によって自治体が消滅しかねないなどとして、国と地方の対策をまとめた地方再生を打ち出しました。地方創生基本方針では、地方の活性化対策や人口減少対策などの解決には、産業を形成し、働き盛りの世代が働ける職場を生み出すことで、ローカル・アベノミクスの浸透を図ることが必要だとして、地方自治体にも地方創生人口ビジョン・総合戦略の策定を求めており、これを受け本町でも総合戦略（案）が策定されています。

同戦略には、町がこれまで必要としてきた、地域活性化、子育て支援、若者の雇用確保、観光振興、農業の六次産業化などが盛り込まれています。この戦略で真に町の活性化が図れることを求めて質問いたします。

1、政府では、地方自治体の取り組みを支援する上で3つの指標が示されています。その①「稼ぐ力」を引き出す。生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築。②「地域の総合力」を引き出す。がんばる地域へのインセンティブ改革。③「民の知見」を引き出す。民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用。ですが、本町の戦略でのこの3つの具体策はどれに当たりますか。

2、新型交付金の交付対象がどうなるかはまだ明らかではありませんが、積極的に支援するものとして政府が挙げているのが、先駆性のある取り組み、既存制度の隘路を自ら見つけ打開を目指す取り組み、先駆的・優良事例の横展開です。これらの事業は戦略で、どれに当たりますか。

3、政府の人的支援として、小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度と市町村の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任する地方創生コンシェルジュ制度があるが、この制度の活用を検討されたのか。

4、戦略の42ページには、広域連携等による雇用の場の創出を挙げ、主な事業として播磨圏域連携中枢都市の形成促進と連携強化とあるが、これがどう本町活性化につながるのか。

5、45ページの地域産品ブランド化・販路拡大の項で、新たな地域特産品等販売拠点施設の整備の目標値として年間利用者18万人とあるが、この根拠は何か。

6、51ページからの、若者が結婚・出産・子育てしたい環境をつくるの項で、アンケートから効果的な支援の上位には、妊娠・出産時の経済的負担の軽減や子育てに関する経済的負担の軽減がきています。これらについては新たな支援策が必要ではないか。

7、兵庫県の総合戦略（案）との関連はどうか。

以上、町長の見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは2点目のご質問であります地域創生総合戦略で町の活性化は図れるのかとのご質問にお答えさせていただきます。

昨年のまち・ひと・しごと創生法の成立に基づき、各地方自治体に地方版総合戦略の策定が要請されたことを受けまして、本町でも地域創生総合戦略本部を立ち上げ、4月から企画防災課内に地域創生係を新設して、当戦略の策定を進めてまいりました。

その策定に当たりましては、町民代表と産・官・学・金・労・言、各分野の代表者で組織をされる「まちづくり推進会議まちづくり部会」からのご意見を伺うとともに、町民ア

ンケートや町内若者の有志の皆さんに参加をしていただいたワークショップの開催、庁内中堅職員によるプロジェクトチーム会議の開催などを行いながら策定を進めてまいりましたが、このほど素案のとりまとめが完了いたしましたので、公表をさせていただくとともに、意見募集の実施を行いましたことは、ご報告申し上げます、ご承知のとおりでございます。

国の総合戦略では、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、1つ、地方における安定した雇用を創出する。2つ、地方への新しいひとの流れをつくる。3つ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4つ、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。の4つの基本目標が掲げられており、地方自治体に対しては、国の戦略を勘案して地方版の総合戦略を策定することが求められているため、本町においても、1つ、佐用の資源を活かし、まちの賑わい、しごとをつくる。2つ目に、佐用の魅力を磨き、新たな人の流れをつくる。3つ目に、佐用の若者が結婚・出産・子育てしたい環境をつくる。4つ目に佐用の安心・安全・快適な暮らしをまもる。の4つを基本目標に設定をし、国の戦略を勘案しながら、それぞれの基本目標のもとに数値目標や各種施策・事業を掲げております。

この総合戦略で町の活性化は図れるのかとのご質問でございますが、佐用町では、これまでも総合計画に基づきながら、町の活性化に向けてさまざまな施策の展開を行ってまいりました。今回の地域創生総合戦略と従来の総合計画との大きな相違点は、この総合戦略が人口減少問題に特に重点を置いたものであることと、数値目標の設定があることの2点であると認識をいたしておりますが、この戦略を策定をしたからといって、直ちに人口減少問題が解決をしたり、直ちに地域の活性化が図られるというようなことは、残念ながら難しいと言わざるを得ません。

その理由は、御存じのように、国全体における人口減少は2008年をピークに始まったばかりであります。我が町のような全国の多くの過疎・中山間地域では、戦後一貫して人口が減少し続けており、こういった問題は私たちにとって、これまでも何十年間も向き合ってきた課題であります。

しかし、そうは言いましても、人口減少問題が私たちのような地方の町にとって多くの課題の根底にあることは確かなことですので、今回の総合戦略に示しましたように、人口が減っても豊かに、また、幸せに暮らせるような仕組みをつくっていく人口減少適応策、急激な人口減少カーブを少しでもなだらかにしていく人口減少緩和策、そして、バランスのとれた夢のある新しいチャレンジ地域の魅力・元気づくり策、この3つの基本方針のもとに、一人ひとりの住民に向き合っていくということをお大原則として、今後も引き続き、着実に地方創生の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますが、来年度から創設される地方創生の新型交付金につきましては、新聞報道でもありますように、国全体で1,080億円という、かなり予想より低い額での規模で概算要求が行われており、また、その2分の1の地方負担分を求められるという情報もございます。現時点では、各自治体への配分方法も含め、まだ詳しい情報がない状況ではありますが、本町の地域創生に対する基本的な姿勢を踏まえた上で、以下、それぞれのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、政府が自治体の取り組みを支援する上で3つの指標を示しているが、本町の戦略での具体策はどれかと、2点目のご質問であります新型交付金で政府が積極的に支援するとしているもののうち、本町の戦略ではどれに当たるかのご質問でございますが、現段階では国の示している表現も非常に抽象的であるため、その基準をどの程度にするのかによって受け取り方も変わってまいりますが、例を挙げますと、学校等跡地の利活用による企業・施設等の誘致については、「稼ぐ力を引き出す」や「民の知見を引き出す」

ということにも該当いたしますし、「先駆性のある取り組み」にも該当するのではないかと考えております。また、例えば、利神城跡の国指定史跡への取り組みと観光地として平福の活性化に関して申し上げますと、「地域の総合力を引き出す」取り組みでもありますし、朝来市の竹田城を先例とした先駆的・優良事例と同様の展開にも当たるのではないかとというふうにも考えております。

また、既に今年度から取り組みを始めております、木材ステーションさよの取り組みや、小中学校の生徒の副教材費用相当額の助成の取り組み等については、森林資源の活用や少子化・子育て支援対策という目的のほかに、商品券発行を組み合わせた地域内経済循環をも狙った施策であり、そういった意味では、「既存事業と新たな事業を組み合わせ地域経済を活性化する新しい取り組み」とも言えると考えております。

次に3つ目の、国の人的支援の活用についてのご質問でございますが、まず、地方創生人材支援制度については、来年度の派遣希望について10月下旬に照会のあったところであります。この制度は、派遣を受けた市町村がその給料・報酬・各種手当を負担する必要があることと、任用する職務を現在のところ絞り切れていないこと、等を理由に、佐用町においては、現時点では活用の予定はいたしておりませんが、今後、必要に応じて検討は行ってまいりたいと思っております。

また、地方創生コンシェルジュ制度についてでございますが、この制度は、地方公共団体が地方創生の取り組みを行うにあたり、積極的に支援を行うための国が設けた相談窓口のことでありまして、10月下旬現在で、兵庫県担当の登録コンシェルジュが53名登録されております。地方創生関連の説明会の場等において、企画防災課の担当職員が数名のコンシェルジュと接触をしたと聞いておりますが、現在のところ具体的な案件についての相談は行っておりません。こちらにつきましても、今後、地方創生の各種施策・事業を実施していく上で、必要に応じてご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

次に4点目の、広域連携等による雇用の場の創出がどのように本町の活性化につながるのかとのご質問でございますが、現在の社会・経済情勢や佐用町の土地利用状況、生産年齢人口の推計などを考慮しますと、佐用町内への大規模・中規模企業の誘致に関しては、大変厳しい状況にあると言わざるを得ません。そこで、例えば姫路市と連携協約締結を行っている播磨圏域連携中枢都市圏や、たつの市との形成協定締結を目指している定住自立圏、また、岡山・鳥取県との三県境地域創生会議等の広域連携を生かして、播磨科学公園都市をはじめとした圏域内での雇用の場づくりを行うことで、本町からも十分に通勤圏内になりうると考えております。また、広域連携については、圏域の中心自治体が近隣の市町村と連携をし、経済成長のけん引や生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持することが目標とされております。雇用の場の創出に限らず、広域観光連携や地域ブランドの確立など、可能なことについては積極的に連携を行って、圏域全体の魅力を高めるとともに、佐用町の活性化にも資するものとしていきたいというふうに考えております。

次に5点目の、新たな地域特産品等販売拠点施設の目標値である年間利用者18万人の根拠ということですが、道の駅ひらふくや、ふれあいの里上月、味わいの里三日月の年間平均利用者数から、新たな施設をつくった場合の規模・立地条件で推計をし、ひまわり祭り等の来場者数も加味をして目標値の設定を行ったものでございます。

次に6点目の、町民アンケート結果を受けて、妊娠・出産・子育てに関する経済的負担の軽減について、新たな支援策が必要ではないかとのご質問でございますが、既にご承知のとおり、本町では出産祝金支給事業や、乳幼児等医療費助成事業による中学校3年生までの医療費の無料化、不妊治療支援事業や妊娠・出産支援事業など従来からの事業に加えて、本年度から、第2子以降の保育料等の無料化や小中学校生の副教材費用相当額等の商

品券による助成などを行っており、また、学校給食の地産地消・質的向上とともに給食費の半額の助成。また、学童保育の実施による佐用町独自の子育て支援施策として第2子以降の学童保育料を免除、小中学校の校外学習への姫新線利用料等の助成などを、この総合戦略の策定に先んじて開始をしているところでございます。

ご指摘のとおり、町民アンケートの出産しやすい環境をつくるための効果的な支援の項目では、妊娠・出産時や子育てに対する経済的負担の軽減という回答が上位にきておりますが、近隣市町村と比較いたしましても、現状の佐用町の実施事業は決して見劣りするものではないと考えております。今後は、男女の出会い・結婚サポートや、ママプラザ、ファミリーサポートセンター事業などの子育てを支える環境整備をさらに充実した上で、経済的負担の軽減策拡充については、町の財政状況を考慮しながら、必要に応じて検討を行ってまいりたいと考えます。

次に7点目の兵庫県の総合戦略との関連はどうかとご質問でございますが、一般的に都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものを処理することとされております。その上で、特に兵庫県は、摂津・丹波・但馬・淡路・播磨の旧5国からなる日本の縮図とも言われる県であり、都市地域から中山間・過疎地域・離島までを含んでいるため、県の総合戦略の内容も非常に多岐にわたっております。さらに県民局単位でも参考として地域別の対策が盛り込まれており、個別の施策・事業につきましても、従来から県と町が連携を図っているものも多数ございますので、一つ一つご説明することはできませんが、今後、特に佐用町が単独では取り組みにくい交通網の整備による生活利便性の向上や地域の特色ある産業の創出等による雇用の確保の分野、播磨科学公園都市を核としたにぎわいの創出や農林水産業の活性化による地域経済の高揚などの分野の取り組みにおいて、町との連携をさらに深めるとともに、県のリーダーシップを大いに期待したいというふうに考えております。

なお、県の兵庫県地域創生戦略会議構成員としては、町村会から会長が参加をし、西播磨県民局地域創生戦略会議には管内の各市町長が参画するとともに、そのワーキンググループメンバーとして各市町の企画担当課長が参画をいたしております。

また、佐用町のまちづくり推進会議まちづくり部会においても、西播磨県民局長が顧問として参加をいただいております。当総合戦略のみならず、今後の総合計画の策定についてもご意見をいただいております。可能な限り県との連携を図っていきたくと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 先ほど、町長、最初にもうこの総合戦略つくった上で、即人口減の対策、活性化につながるものではないと、それを押さえられるんで、それでしたら、それを言っちゃおしまいよという感じがするんですけども、ですから、この戦略を立てる場合、国としては、ある程度そういうふうな法律もつくってやっているわけですから、それに従来佐用町の計画からもっと特化した、初めに言った3つの分についても、それはいろいろ言われて、総合計画の中にある内の、それをどれに、かえってそれを後から当てはめたような感じを、私は印象を受けるんですけども、これを町が挙げている以上は、その国が挙げている以上は、これをやるんだということを1,080億円ですか、そういうふうな交付金が予算要求された。少ない中で、それをとっていく上では、それをやっぱり国が言う

条件、それに佐用町はこれをやるんだということが必要だったんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） この国の総合戦略という地方創生戦略が打ち出された中で、非常に国としても新しい危機感を持って、これまでとは違った大きな財源も持った上で、示されるのではないかと、計画が打ち出されるのではないかとすることは期待をしておりました。

しかし、実際にずっと経過して、その内容に、また、その予算も見てみますと、そうした現実的なものとして、状況は、いわゆる正確に判断をしなきゃいけないと言いますか、過大なものとして、ただ計画の計画ということでは、これは何もならない。今までと変わらないことになってしまうだろうということで、それは、計画として、今までもずっとこの問題、課題に取り組んできた。特に、今回、わけて、これまでの計画と異なる点と言っても、私はこの人口問題というものを国が第1番に挙げたということですけども、これは国自体として、そういうことの危機感というのを持ったということは、遅まきながらですけども、これは評価はするところはしなきゃいけないと思うんですけども、しかし、佐用町のような、こうした地方の町というのは、戦後の経済成長とともに、ずっとこの問題に取り組んで、人口が流出していく中で、取り組んできたわけです。

ですから、今回、これまでの町の総合計画等をつくる時には、人口が増えるだろうということ想定したものをつくって、実際には増えていかない。

今回の計画では、現実的に、実際、その評価をしながらやっていくということで、その数字としても、かなり厳しくと申しますか、努力をした上で、どこまでできるんだという、そういうところの設定をしております。

ですから、1万、今の人口からまだ、3割、4割、当然減っていく。2040年には1万1,500人という、この数字でさえ、相当のこうしたいろんな施策を打って、努力をしていかなければ達成できない数字である。ただ、これはやっぱり達成をしなきゃいけないんだと。だから、この数字を達成しながら、今の町のいろいろな町民の皆さんの生活、福祉制度、医療制度、こういうサービス、こういうものを維持していこうということでの意気込み、こういうものは、きちっと私は持ってやっているというふうに思っております。

ですから、決して、もうどうしようもないから、国の政策がそんなものであるという冷ややかにだけ見て、ただ計画に合わせたものをつくっているというような考え方ではないということをご理解いただきたいと思います。

そして、今回の総合戦略の1,080億円の数字が示されています。ただ、今のところ何に使ってということも明確なものはないんですけども、これは、先ほど、ここでも答弁させていただきましたように、町が、今、実際にそれ有効に活用して、そういう目的としては一緒なんですから、これまでのとおり、例えば、学校の跡地を活用するとか、そうした町の土地を活用するとか、また、農業や、そして林業、こういう分野での活用、これからさらに新たに興していくために、そこに、やっぱり重点的に政策として打ち出していくということを出しているわけでありまして、ただ、このことも国として査定をして国が審査をするというんですね。この補正予算の先行型においても、町が出していた、例えば、平福の、そういう国指定、活性化のそういう観光、平福の国指定に向けた、そうした史跡を活用した、これから観光客を含めた平福の整備をしていこうというような課題に対して、そういう問題を出せば、それは既にもうやっている事業だからだめだとか、こういうところが、私は非常に問題点が、かなりまだまだあるというふうに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 国のほうとしては、地方創生の基本方針として、地方創生の深化というふうに、改めてこういう法律までつくってやっているわけですから、それに乗る、応えるためにもやっていく、実行性のある、ほんまに活性化につながるような政策をドンと打ち出すべきだと思うんですけども、県との関係で言いますと、西播磨の県民局が創生戦略の中で挙げているのが、佐用の関係では、「さよう桃源郷」における企業連携・受入環境整備。それから、県立大学生によるスプリング・エイト等先端科学技術を活かした地域活性化に結びつく起業支援。これ県の西播磨県民局のほうでは、こういうふうな事業をイメージとして挙げているんですけど、これについては、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） やはり県においても、そんなに全く新しい、新たな事業といたしますか、計画というものではない。これまででも取り組んできたものを、それを基本にして、もとにして、この地方創生戦略にまた組み入れて、今回の戦略、計画という形につくり直しているということでもあります。

ですから、それはそれで、今ある資源なり、やってきているものも途中ですから、当然それをうまく、さらにそれによって弾みをつけるとか、それを拡充して、拡大していくとか、もっと有効なものにしていくとかと、そういう形を県としてもとられております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） ですから、全く新しいものを考えるんじゃなくって、深化ということですから、今までやってきた政策を進化させる。深めるという意味で、国のほうでも。ですから、スプリング・エイトも生かした地域活性化の起業支援だとかいうのは、それを具体的に今回の佐用町の総合戦略の中にも挙げていくべきではなかったかと思うんですけども、いかがですか。

今まで、従来のそういう政策を、先ほど言うたように、計画を当てはめたような印象を受けるんですよ。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） 県においても、そういうことですよ。同じことですよ。

だから、佐用町においても、これまでの取り組んできている必要な事業、これから、そういう今、佐用町の資源、そういうものをいかにそれを深化させていくかという、効果的なものにしていくか、こういうことで考えております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 交付金のことについても、先ほど、答弁あったんですけれども、いろいろ先駆性のある取り組みはこれだとか、先駆的・優良事例の横展開、これに当てはめるんだというようなことも言われましたけれども、それについても、交付金を取るという意味では、なかなかそれ取れないんじゃないですか。今まで、これを特化したような隘路を探せ。今までやってきた政策の隘路を探してやれ、先駆的なやつを提案しろというふうな国のほうの方針ですから、交付金を取るためには、そういう何か政策も必要ではなかったかと思うんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵邊典章君） 私ね、国のほうももう少し、私、いつも思うんですけれども、どこか先例があって、ここがすごく注目されているとことというようなものだけを取ってきて、それに習ってというようなことを、国はすぐに打ち出されます。ですから、じゃあ同じことを、そこでまねてやってもできないわけで、条件が全て違うわけですから、ですから、そういう中で町としても、当然、そうした交付金制度があり、それに対して評価が受けられるものということは、町にとって必要ないものをつくっていきこうという努力はしております。

ただ、それはそれで、総額で見ても数千万円。実際は、国としてもある程度、どこにも全国のそういう事例、取り組みに対して、いいものに対して出しますよというだけのことは言ってますけれども、それにしても、どこも同じように知恵を絞って考えていくわけなので、最終的には全国、その自治体に配分しますと、数千万円の単位になります。そんなことで、具体的な次の事業化をして、事業を展開できるというわけではない。

だから、そういうものだけに頼るのではなくって、やはり町としても、町のいろんなほかの制度を活用したり、また、町の財源を活用して取り組んでいくという、その覚悟は当然、必要だというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

8番（金谷英志君） それは、町がそれこそ活性化のために、町振興のために立ててきた、それは今までやってきたことを推進するのは、それは基本的なベースにあるのは、当然のことだと思うんですけれども、神戸新聞の記事で、宍粟市が県立林業大学校をつくると、そういうことで、それは県の地域創生戦略に盛り込まれた中の事業だと、これも手を挙げているという新聞記事ですけれども、こういうふうな県とのやっている中、そういう総合戦略の中でやっている。それ各地域でそれぞれありますからと町長言われます。そう各町、宍粟市のそれぞれの状況なり、得手、不得手みたいなものもあるでしょう。その中で佐用町の得手というのは、この中で、県の中で発しておられる中で、私は、やっぱりスプリング・エイトなり先端技術の、それを生かした、それを播磨科学公園都市ができた当初から、それを何とか生かしてほしいというのは、地元のこういう希望もありましたから、改めてこの国のほうの総合戦略が出た中では、播磨科学公園都市を生かした企業立地を県も挙げていますから、これについて、また深化したというか、その政策が必要ではないかと思うん

ですけれどもいかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） 最初に、その宍粟市が今度誘致をされるという、その林業大学校です。これは県の政策に乗っているというか、ちょうどタイミング的に、そういうことになって、県が考えられて、たまたま森林王国とされていた、ちょうど宍粟市にということ、そんなに宍粟市さんが最初から考えてつくったものでも、何でもないとことです。

ただ、スプリング・エイトにおいても、科学公園都市の最初からのコンセプト、そういうものがあの都市の先端科学を研究する研究都市、そして研究と、また、それに伴う新しい産業の創出ということであったんですけれども、時代とともに全く研究者と研究施設、そういうものが一体的なところで、その町としての構成をするというようなものが、もうそういう時代ではないということで、全く住宅、あそこに研究者が住むということがなくなってしまったんですね。

ただ、その研究施設としては、世界的な、有数であるということで、県においても、あの研究施設をいろんな企業にたくさん使いやすく使ってもらおうということで、努力をされております。

だから、そのために、この地域において科学公園都市は佐用町だけではない。その構成しているのは、たつの市、上郡町、3市町で組合もつくって、お互いに支援をし、また、県と一緒にまちづくりに努めているわけです。

ですから、今回の定住圏、たつの市が中心となった、その大きな目標としても、この科学公園都市を、もう一度、今の時代に合った形で、さらに深化を、新しい形での深化をさせたいという思いで、これを構成、やっぴいこうということでの合意のもとに進めているわけでありまして、それは当然、今後の計画の中に入っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） その点については総合戦略の中に入っているというのは承知しているんですけれども、その姫路市との連携中枢都市圏のその協定も結ばれたということなんですけれども、それで、先ほど町長の答弁の中でも圏域全体の人口減少を食い止める。圏域全体ということは、中枢都市は姫路ですから、私これで、姫路中心で、姫路にもう集約されてしまうんじゃないかと。1つのあれは、集約とネットワーク化ですから、この集約については、この連携中枢都市については、姫路市に集約されてしまうおそれがあると思うんですけれども、交通体系はネットワークの部分で、佐用町はそれで活性化なり人口減少を食い止めると言われるんですけれども、私この姫路市との連携中枢都市圏については、姫路市に集約されてしまう。集中してしまうというようなおそれがあると思うんですけれども、町長は、どういう見解でしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） これは、協定を結ぶ、結ばないにかかわらず、その今の人の流れ、経済のいろんな流れの中で、やはりそういう、それこそ日本全体が東京に集中するように、また、地方においても、そのこの地方の中核都市にそうした人の流れがあるということは、これは間違いないですね。

ただ、その中で一緒に入って考えるというのは、そういうことについても、その中核都市であります姫路市も周辺の地域、市町村に対しての連携の中で、それぞれの役割分担をするということ、そのことも前提に今後の姫路市さんとしての施策も考えてほしいということも、そこで主張ができますし、お互いにこれは周辺市町が連携して、対姫路市さんとの話もできます。やっていかなきゃいけないということでの、私は効果があると思います。

だから、何もせずに放っておけば、そのまま、ドンドン、ドンドン逆に姫路市さんだけでやってしまうというところもあるわけです。

それから、観光とか、先ほどの質問出ましたような形で、やっぱり西播磨としての地域、こういう地域が連携をしていかないと、単独では効果的なことは、なかなかできないというところもあるわけです。

ただ、交通面でもこれからしますけれども、じゃあ交通が便利になる。でも、その交通というのは、やはり姫路市への姫新線であり、また、そこから山陽新幹線、東京に向かっていているという話ですから、これは住民生活、皆さんにとっては便利になることは確かにいいし、そうしなきゃいけない。

ただ、そのことが、じゃあ佐用町の人口の歯止めになるかということ、それはなかなかできないから、佐用町にいても通勤として、住宅としては居住して、その地域で仕事をするということも、これも前提、頭の中に置いて考えなきゃいけない。

だから、そういう通勤がしやすいような町という形で、町の住宅政策ということも考えなきゃいけないというようなことだと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） まあ、それが中核都市圏構想の中のネットワークの佐用町が担う部分だと思えるんですけども、それについても、先ほど町長が言われた、役割分担については、佐用町はネットワーク化のほうにして、集約については、集中については、こういう方針でやられているんですから、この中核都市圏構想を国の方針としてもやられているわけですから、やっぱり私は姫路市が中核になって集約されてしまうおそれがあると思います。

ですから、町長言われるように、それは本当に佐用町のネットワーク化が人口減少を食い止める。それから活性化につながるような主張はしていただきたいと思っておりますけれども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） ですから、姫路市だけの中核拠点都市に参加するのではなくって、西播磨もっと身近なところの科学公園都市を中心とした、たつの市、上郡町、佐用町、それに宍粟市も入って、そうした定住圏という1つの協定を結んで、そうした課題、姫路市

だけに集中するのではない。もっと身近なところで、特に科学公園都市、そういうところでの、いろんな今後の事業展開を図っていききたいということで、たつの市との定住圏というのは、そこに意義があるというふうに思っていますし、もう1つは、それだけではない。やはり、もっと同じような県境に位置して、そこに同じ課題を抱えている岡山、鳥取の県境の市町村と連携をして、創成会議というものをつくったのも、そういうことですよ。

だから、佐用町としても主体的に、そうした姫路市やたつの市との協定、課題、いろいろと協力、役割分担をする中で、じゃあ佐用町だけで考えると、やはりどうしたって、最終的に残るのは佐用町だけという形になってきます。一番県境にあるわけで、不利な条件にあるわけですから。

ただ、これを智頭急行とか、姫鳥道、高速道路とか、そういうもので連携してつながっている中で、岡山県の美作市とか、西粟倉村とか、それから智頭町と、そういう町との連携の中で、じゃあ地域の人材を育てたり、観光面で一緒に協力したりして、少しでも逆に引っ張って、そういう流れを反対に持っていこうという努力、このことも踏まえて総合的にやっていかなきゃならないというふうに思います。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

8番（金谷英志君） 農産物の直売所、特産品等販売拠点の整備について、18万人の根拠、その今ある既存の味わいの里三日月なりひまわり館なり、それから近隣の状況も踏まえて18万人言われましたけれども、味わいの里三日月の昨年度、26年度の入込客数が全部で7万2,455人。このうち販売が4万2,000人、食堂が1万6,000人、そば処が1万4,000人、全体で7万2,000人。味わいの里三日月だけでしたらいうことで、18万人、先ほど言われたの、そしたら全部を集めて、それから、ひまわり祭りなんかのお客さんなんかも含めていうことでしたら、それ集約、それにまとめた新しい特産品の施設、ほか全部なくなってしまって、それで18万人ということでもいいんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは新しい施設をつくった場合に、どういうふうな運営していくか、その施設の内容になるかによって、これ大きく変わると思います。

だから、味わいの里三日月にあったものが全てこちらに来るわけでもありませんし、ふれあいの里上月の部分がお客さんが全部新しいところに来るという考え方でもない。それは、それぞれが、やっぱり施設があれば、お客さんが何も1回佐用町に来て、どこかに来れば、どこかに行ってしまうわけではなくって、それぞれ、また、新しい施設にも寄っていただくということも、当然、そういう運営を考えなきゃいけないわけでありまして。それと、ひまわり祭りとか、その期間であれば、その施設の内容や大きさにもよりますから、そりゃ18万人と言っているのが、それ施設から見て、駐車場の大きさとか、施設の大きさ、できたとして、それがどれだけ大きな面積、スペースがとれるかにもよりますけれども、それはちょっと無理かもしれないけれども、でも今ある施設の場所からして、内容によっては、ひまわり祭りも含めて考えると、それぐらいな人数は目標としたいということであらうというふうに思います。

だから、これが10万人になるのか、15万人になるのか、少なくとも、そうした新しい施設を運営をする上で、その施設の内容、また、運営の方法、そういうことで、そういう目標としては、それぐらいは掲げたいということでもあります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

8番（金谷英志君） この計画については、KPIをもって達成度も図るというふうなことになっています。達成度によって施策の効果を検証し、PDCA、計画・実施・評価・改善のサイクルで新しい計画内容を不断の見直しを行うと、こういうふうにあるんですね。

ですから、協議会で言われたように必要があれば、サイクルの計画の見直しじゃなくて、不断の見直しを行って、真に効果のあるような計画を立てるということですから、検証についても不断のこのサイクルの検証を行って、町の活性化につながることを求めて質問を終わります。

議長（西岡 正君） 金谷英志議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

ただ今から休憩をとります。再開は、午後1時30分といたします。

午後00時15分 休憩

午後01時30分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開します。

町長より発言の申し出がありますので受けます。町長、お願いします。

町長（庵途典章君） 次、一般質問が始まる前に、先の金谷議員からの一般質問の中で、私のちょっと認識が不足していたことがありまして、皆さんに間違っただけを伝えてしまったところがあります。訂正をさせていただきます。

最近、町内に次々とできておりますサービス付き高齢者住宅と、それから特別養護老人ホーム等の施設との関連の中で、介護付きサービス住宅というのは、介護度がそんなに高い人が入るところではないので、特養との待機者ですね、そこの関係はあまりないだろうというふうに、私はお話をさせていただきました。

今、できております介護付きサービス付き高齢者住宅も、その施設の運営の条件というのは、その施設ごとにそれぞれが考えられて設定をされますので、施設によっては、かなり入居される方の条件というのは違ってきます。

基本的に、そうした施設に入居ができる要件としましては、介護認定を受けている人、または、要支援の認定を受けている人ですね。要介護の認定を受けている方、それから要支援の認定を受けている方となっていて、その介護度、支援度のそれについては制限がないということになっております。

そういう中で、介護度が、例えば5の人であっても、その施設には、それなりの必要な

費用を払えば入居ができるという形になります。

ただ、これは高齢者の方が自宅がなくては生活ができないので、高齢者サービス付き住宅というのは、自宅と同じ考え方で、その高齢者住宅に入って、そこに訪問看護を受けるとか、介護を受けるというような介護サービスを受けられるということになりまして、そのサービス付き高齢者住宅に入居者が全て自分の費用で、そうした介護を受けられているということではなくって、介護の内容については、外の施設を利用したり、また、そうした訪問看護を受けて、介護されると。その中で、サービス付き高齢者住宅については、どうしても支援員というのがたくさん必要になってきますから、その住宅に入る入居料というのは、介護度が高くなればなるほど高額になるということになります。

そういう条件の中で、特別養護老人ホーム等になかなか入所できない方が、そうしたサービス付き住宅を利用されるということは、当然、考えられます。ありますので、関係はあります。

だから、そういう使い方が、逆に増えてくるのかなということも考えられます。そういう状況を説明させていただいて、少し、私のほうの知っているところの施設というのは、あまり介護度が高い人を、そこには入居を求めてなくって、そうした介護が必要な人は、その今言う介護施設のほうに入居されるというのが原則にされているところもありますので、そのへん施設によって非常に運営内容が、その施設ごとによって変わっているということの中で、私のほうが少し認識不足の中で答弁をしてしまったということで訂正をさせていただきます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、それでは議員各位にはご理解よろしくお願いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を続行します。

1 番、加古原瑞樹議員の発言を許可いたします。

〔1 番 加古原瑞樹君 登壇〕

1 番（加古原瑞樹君） 議席番号 1 番、加古原瑞樹でございます。

本日は、通告書に基づき 2 点の質問をさせていただきます。

まず、最初の質問は、学童保育の運営状況についてお伺いします。

共働き家庭や核家族化、一人親家庭が増加している中で、保護者だけでなく子供たちにとっても学童保育は生活の場として必要です。

特に今年の 4 月から新制度への移行に伴い、対象児童がおおむね 10 歳未満から 6 年生までに拡大されました。

また、本町では今年度から上月地域において保育園の新設に伴い新たに学童保育が開始されております。

そこで以下の点をお伺いいたします。

1、今現在の利用状況はどうなっているのでしょうか。

2、利用時の判断基準と受け入れの状況はどうなっているのでしょうか。

3、全国的にはケガなどの問題が起きていますが、保険などの対応はできているのでしょうか。

4、特別支援教育を必要とする児童への対応はどのように行っているのでしょうか。

以上、この場からの質問とさせていただき、残りの質問は議員席からさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、加古原議員からの最初の質問、学童保育の運営状況についてのご質問にお答えさせていただきます

この担当は、教育委員会のほうが所管をいたしておりますけれども、まず最初に、私から答弁させていただいて、再質問に当たりましては、また、教育長のほうからも答弁させていただくことがあるかもしれません。

まず、1点目、2点目のご質問の今現在の利用状況と入所基準等についてでございますが、学童保育所への入所は、保護者が、就労等により昼間に家庭にいない場合で、その保護者に代わる者がいない児童、又は、保護者及び家族が病気又は介護のため、家庭で適切な監督・保護を受けることができない児童が対象となっているところでございます。

また、利用状況につきましては、マリア幼稚園で行っております佐用学童では、1年を通じての登録者が児童が47名に対して、実際に利用されている児童は月平均で見ますと1日17名程度の利用であります。また、夏休み等の長期休業期間のみの登録が17名で、通年と合わせて登録者児童は60名余りとなっておりますけれども、これを1日の平均で見ますと25名程度の利用状況となっております。

一方、上月の学童保育では、通年の登録者が22名の登録に対して15名程度が利用されており、長期休業期間のみの登録は4名で、通年と合わせて30名をやや下回りますけれども、毎日平均20名程度の利用状況となっているということでございます。

次に、3点目の全国的にもケガなどの問題が起きているけれども、保険などの対応はできているのかということですが、学童保育における児童のケガにつきましては、本町はもとより、県内の放課後児童健全育成事業を所管する兵庫県子ども政策課においても、通所児童のケガ等の報告は、今のところ特に受けていないとのことですが、本町におきましては、通所児童に対して、普通傷害保険の留守家庭児童団体傷害保険というものがあります。それに加入をいたしまして、ケガ等による最悪死亡、後遺障害、また、入院・通院に備えているところでございます。

次に、4点目の特別支援教育を必要とする児童への対応はどのように行っているのかということですが、現在、特別支援学級や特別支援学校に通う児童3名が学童保育を利用しております。その内訳は、町内小学校の特別支援学級に在籍する児童が2名、県立西はりま特別支援学校に在籍する児童が1名となっております。

うち、町内小学校に通う1名は、年間を通して利用をしており、後の2名は、夏休み等の長期休業期間の利用となっているところでございます。

また、特別支援教育が必要な学童保育への受け入れについては、事前に支援員が保護者・児童との面談等を実施し、さらに、児童が所属する小学校との連絡調整を実施するなど、通園方法などのさまざまな条件や課題をクリアした上で通園をされているところでございます。

以上、学童保育の運営状況についてご説明を申し上げました。この場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原瑞樹議員。

1番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。

大変好評だというふうに保護者の皆さんからも聞いております。

そんな中で、一番まず、最初なんですけれども、今年4月から制度が変わりました。保護者への募集については、どのように行われているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（平田秀三君） 失礼いたします。

今年度、27年度についての募集の方法なんですけれども、事業主体は佐用町ということで、町内に在籍する児童に、それぞれ保護者宛てに募集用紙を学校から配布をさせてもらっております。

そして、そこでの説明会を実施し、そこで登録をしていただくというようにしております。

それで、保育機関もそこで説明し、利用の申し込み状況について、だいたい本年度の例でいきますと、本年度の2月20日までに佐用町の教育委員会に報告するというような形での申し込みをしておるところでございます。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原瑞樹議員。

1番（加古原瑞樹君） うちも小学生がいるので、確かにそれはいただいているんですけれども、残念ながら保護者の間では、まだ新制度への移行について詳しく理解をされていない方が多かった関係で、今年度から3年生以上、6年生まで見ていただけるんだということが、なかなか浸透していなかったように思います。

また、今後、そちらのほうもあわせて、また周知を徹底していただきたいと思います。

それから、申告から決定するまでなんですけれども、決定したのが3月末ぐらいだったというふうに聞いています。これは、なぜ、そんなに遅かったのでしょうか。これでは、4月から仕事の予定が立ちにくく、離職の可能性も出てくると思うんですが、次年度からは、どのようにされるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） どうしても、やはり申し込みをされようとしますと、先ほどのご指摘のように、6年生までというようなPRができていなかったところもございますけれども、少し期間を持って募集をしているところもございます。

ただ、決定と言いましても、今、先ほど申し上げるような条件の方がお申込みいただいておりますので、特に問題が、支障がなければ、当然、受け入れをしていくという方向でし

ておりますので、そのような形になっております。

そのへんも、また、PRする中で、しっかりとお伝えしていきたいというふうに思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） それから、利用状況を先ほど聞かせていただきました。平均で佐用で17名。上月で15名というふうに聞いているんですが、これ結局、待機児童という形では出ていないということでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 登録をされている方ございまして、その中で毎日通われる方もいらっしゃいます。

ただ、登録だけして、例えば、通年を少し行かずに長期休業だけ行かれるというような方も中にはいらっしゃいます。

そういった形で、待機されているような方については、今、お伺いしておりません。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） ちょっと僕のほうで回らせていただいた中で、マリア幼稚園のほうで、定員がオーバーしているので入れないだというふうに言われたんだという方がおられたんで、どうなっているのかなということ、ちょっと聞かせていただいたんですが、これなんです、多分、来年度になると、今回、評判もかなりいいように伝わっていると思うので、もっと保育を必要とする方が申請されると思うんです。

それで、それに向けて、次年度のニーズ調査などは行っているのでしょうか。

特に、新1年生だけじゃなくって、今現在、利用されていない在学生の保護者の方にもニーズ調査されるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） ニーズ調査とか、そういうことは教育委員会のほうで考えたいと思いますけれども、まずこの基本的な考え方として、私は、必要な方には、当然使っていて、その子供が家で全く親のいない鍵っ子のような形にならないように、このことは当然、そのためにこうした施設をつくっているわけですが、理想というのは、一番いいのは子供が帰って親御さんがいる家で、学校が終われば家に帰ることが必要ではないかと思うんですね。一番いいのではないかと思うんです。

ですから、こういう学童保育があるから、家におじいちゃんやおばあちゃんがおられるけれども、親の状況としては、子供を学童保育へ入れたいとかというのではなくって、できるだけ家庭としても、まず努力をしてもらおうといたしますか、子供のためには、家庭で見る時間、家庭で過ごす時間を多くとっていただくと、ドンドン宣伝をして、ドンドン使ってくださいよというだけの、このPRは、これは私は、その教育として、子育てとして、あまり勧めることではないというふうに思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 当然、そういうふうになるんですが、中には今から働きたい。子供が、だんだんだんだん大きくなる上で、経済的にも、やっぱりお金が要る世代になると、これから働きたいというご家庭もあると思うんです。

ですから、制度が変わったということがありますので、今年度、この状態を踏まえて、来年度に向けてある程度の周知をしていただきたいということで、調査が必要なんじゃないかなど。それも、待機児童があるというふうに、ちょっとお聞きしてましたので、それであれば、あらかじめ対応をとっていただいて、今現在、佐用、南光、三日月地域はマリア幼稚園。上月地域は、上月保育園というふうになっているんですが、増えていった場合、待機児童が発生した場合は、地域外でも対応ができるのかどうか。ちょっとお聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 待機児童の話は出ておりましたけれども、こちらとしては、その話は、ちょっと聞いておりません。

それで、通年の登録は 60 名なんですけれども、実際に日々の通園児童についても、やはり曜日によって違うんですね。ですから、月曜日は何人、火曜日は何人、全部バラバラです。だから、極端に言うと、全部が 60 人登録しているから、60 人がいっぺんにドンとその日に行ってしまったら、それは、今、言われるようにパンクするというような把握はできるんですけれども、これまでのところは、そういった形が全くなくなって、今、申し上げたように、平均的に、だいたい 25 名程度というのが、マリア幼稚園の場合でございます。

だから、今後について、もし今、加古原議員が言われたように、人数的なものが、ドンドン増えるというような状況がありましたら、また、そのことを検討させていただきたいというふうには思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。

なるべく保護者のほうも雇用、職につけるように、また子供たちも安心・安全な場所で放課後が過ごせるように努めていただきたいと思います。

また、先ほど、就労にかかわらず、介護等で保育ができない場合も受け入れが可能だというふうに書いてありました。

近年、晩婚化に伴い、子育て以外にも親の介護に直面するダブルケアというのが、社会的問題になっています。昭和 50 年頃から第 1 子の出産年齢が平均 25 歳で、親の介護が必要になっても子育てはひと段落していましたが、最近では、第 1 子出産年齢が 30 歳を超えており、子育てと介護が重なる時期が増えてきています。

このように、先ほど言いましたけれども、就労だけでなく、子育てが困難になるケースがあると思うんですが、この場合、受け入れはされるというふうにありましたけれども、その場合の優先順位というか、今、待機児童がないからあれなんです、待機児童があった場合の優先順位というのは考えられているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 当然、途中で、やはり転入とか、こういった今、先ほどおっしゃるような理由で看護なり、保護ができないという方も申し込みがあります。

ですから、それは状況をしっかりと聞かせていただいて、可能であれば、そういう条件が整っているようであれば、受け入れたいというふうに考えます。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） また、利用されている学童保育の利用者に関しても、最近、季節的にもインフルエンザなどが流行する時期になってきました。

学級閉鎖ともなりますと、土日を入れると 1 週間近く休みになる場合があります。インフルエンザにかかっていない児童など、放課後からではなく朝から学童保育が受けられるような対応は検討されているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 今のご質問に対する検討は、今のところしておりません。

ただ、学校でも同じなんですけれども、インフルエンザにかかったということになると、やっぱり学級閉鎖、健康な児童もいったん来ないと。学校閉鎖も同じです。

ですから、そういったところで、やっぱり学童において、そういうことをすることになると、大変また拡散するというようなことも考えられますし、また、朝からということになると、それぞれの施設が、併用しているところもございますので、非常に受け入れとし

ては難しい現状があるというようにご理解いただきたいと思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） それから、保険の対応ができているということで安心はしたんですが、できれば事故やケガの防止に向けて、あらかじめ対応や発生時の対応に関するマニュアルを作成する必要があると思うんですが、できているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 当然のことながら、各学校にあるのと同じような形で、それでマリア幼稚園においては、マリア幼稚園の対応マニュアル。それから、上月学童については、上月の学童という形で対応しているように思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） また、それと同じような内容になるのですが、防災や防犯に関する計画やマニュアルの策定もされ、定期的に避難訓練などを実施することが望ましいと思うんですが、こちらの件に関してはどうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） その件につきましては、まだ、マニュアルの対応はしておりませんので、早急にまた考えたいと思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

〔町長「マリア幼稚園のほうは（聴取不能）」と呼ぶ〕

〔教育長「（聴取不能）」と呼ぶ〕

1 番（加古原瑞樹君） 子供たちの毎日の生活の場ですから、健康や安全の管理など擁護も含めた基本的な生活が保護され、合わせて子供の成長段階に見合った適切な指導、保育が行われて初めて、その学童保育の役割を果たすことができます。安心・安全を第1によりしくお願いいたします。

それから4点目の特別な支援が必要な児童についての対応ですが、この件に関してなんですが、保育中にクールダウンをするために必要な部屋が必要になると思うんですが、どのように対応されているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） ご指摘のとおり、そういう児童も中にはおります。

その件については、先ほど、町長答弁の中にもありましたように、支援員と、それから事前の打ち合わせの中で、この子についてはクールダウンが必要ですよという場合においては、今、既存の上月の場合であったら事務所であったりとか、それから、マリア幼稚園であれば、1階の応接室ですか、あそこであったりとかいうような対応をしてくれておると思うんですけれども、実際に、その部分で、今現在、これでクールダウンの部屋で、どのようのということ、現在のところ聞いておりません。

ただ、今後については当然、十分必要になってくるというようには理解しております。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 視察もさせていただいて、上月保育園も見せていただいたんですが、そういう部屋が、専門の部屋がなかったのも、ちょっと気になりました。

ほかの市町村では、部屋がなくても、同じ部屋の中でつい立とか、段ボールとか、本棚などで仕切って対応されているところもありますので、また、子供の逃げ場所というんですか、そういうふうなものもつくってあげていただきたいと思います。

それから、児童一人一人性格が違うわけですから、生活する上でも精神的にも不安定な日があると思います。こうした変化を察知することも学童保育を運営する上で必要になってくると考えます。

そこで、学校と学童保育、それから保護者の3者間での連絡が大事になってくると思うんですが、どのように対応されているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） ご指摘のとおり、今、学童保育の迎えのほうは保護者が対応しておりますので、その席上で常に保護者と指導員とか、コミュニケーションをとっている。その中で、今日の1日のあり方、様子なんかをすぐに話しているというような形で、十分にとれているというようには、おさえております。

今後、そういう迎えのところで、どうしても遅れてくるようなことがあれば、なおの

こと連絡もいただいておりますので、その点は問題ないというように考えております。

[加古原君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） すいません。じゃあ、学校と学童保育の間では、どのような連絡が入っているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 学校のほうにおきましても、その日の子供たちの大きな変化ですね、大きな変化につきましては、学童保育の特に係りの方が迎えに来てくださるんです。マリアであれば、佐用小学校の下まで。それから、上月であれば階段の上のところまで、それぞれの方が迎えに来てくださいますので、その時に連絡をとり合うと。また、電話で連絡し合うこともございます。以上です。

[加古原君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） お互いの信頼関係を築く意味においても重要だと考えますので、ぜひともよろしく願います。

今後の学童保育は、年々需要が増加の傾向にあると予測されます。待機児童対策として、今のところはないですが施設数の増設が急務だと考えます。

南光や三日月地域に新設は考えられているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、保育園・学校規模適正化の計画の中で、そうした計画が進めば、学童保育についても、最初にマリア幼稚園を使って佐用地区、そこを中心にして、ほかからは送迎をするということで、スタートしておりますけれども、昨年、学校・保育園規模適正化という形で、上月地区の統合保育園をつくりました。そこに学童保育を設置したわけです。

今度、今、南光地区の保育園の計画をしております。その中にも、学童保育を設置する計画であります。

そして、三日月地区につきましては、既に、ある意味では規模適正化ができ上がってお

りますので、三日月地区についても学童保育の設置を前提に、これはニーズ調査を、南光地区も含めて、それから三日月地区、これはまずやっていきたいということを教育委員会のほうに話をしております。

それで、利用者が学童保育は、絶対必要かどうかということで、家庭で実際に、私が先ほど言いましたように、保護できれば一番理想的なんですけれども、利用者が極端に少ないということであれば、これはまた、送迎という形での方法も、これもまた支援員とか、そこの指導員、そういう配置の問題もありますので、考えなきゃいけないと思います。

まずは、それぞれの地域にも必要性が十分あれば設置するという、このことを前提に進めていきたいと考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。

働く親からすると、やっぱり学童保育というのは、ありがたい施設だと思います。ぜひとも早くお願いしたいと思います。

ただ、保育園が新設される時に設置予定しているということでもよろしいのでしょうか。

今現在、空いている施設やとか、学校の空いている教室なんかを利用して次年度から開設される予定はないのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） それは何年も先ということであれば、こうしてマリア幼稚園でやったように先行してということもありますけれども、既に御存じのように南光地区の保育園については用地も買収しましたし、今、計画を進めて 28 年度に建設して、29 年度からの新しい保育園の開設ということで目指しております。ですから、それに合わせてニーズ調査とか、そういうことを進めて開設したいと思います。

それから、三日月については、先ほど言いましたように、学校としては、以前に既に施設の統合はされているという考え方をすれば、できるだけ早く、これも南光地区と合わせて、そうした調査もしながら、これは学校施設の中に、空き教室を使うのか、また、例えば、支所の施設。そういう建物を活用するのか。今、ある既存のストックしている施設を活用しながら考えるということが一番いいのではないかなというふうに思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。ぜひともニーズ調査を経て新設していただくことを望みます。

ただ、同時に指導員の確保、それから人材育成も必要だと思います。この点に関しても、できてから人材確保というのはなかなか難しいと思いますので、その点に関しても、また、ご検討をよろしくお願いします。

それから、続いて 2 点目の鹿肉の有効利用についてに移ります。

3 月議会で鹿肉の有効利用については一般質問をしましたが、今現在の利用状況と対応

について、お伺いします。

1、今年度の鹿の捕獲状況はどうなっているのでしょうか。

2、有効利用に向けて、町内でジビエスタンプラリーを実施しておりましたが、その成果はどうだったのでしょうか。また、どんな課題があったのでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、加古原議員からの2点目のご質問でございます鹿肉の有効利用についてお答えをさせていただきます。

まず、鹿の今現在の捕獲状況でございますが、平成26年度におきましては、佐用郡猟友会のご協力のもとに行っております有害鳥獣捕獲活動や、また、猟期における狩猟において26年度4,121頭が捕獲をされております。

また、本年度の有害鳥獣捕獲活動による鹿の捕獲頭数、11月末現在で1,311頭となっております。

次に、今年度の有効利用につきましては、商工会において20店の飲食店が参加していただいて、ジビエグルメ佐用のチラシを作成し、ひまわり祭りの期間中には、ジビエグルメスタンプラリーも開催をいたしました。また、商工会青年部では、以前から鹿コロッケの宣伝普及のため各種イベントにおいて出店販売を続けていただいております。このような事業は、町の補助金を有効に活用をして実施をしていただいております。

町では、南光自然観察村において、鹿肉をメインにイベントを数回にわたり開催をして、サンテレビ及び佐用チャンネルで放映がされ、鹿肉の宣伝推進を行っております。

今後の有効利用についてでございますが、これまで取り組んでいただいた事業、取り組んでいる事業の継続的支援はもとより、ペットフードなどの新たなニーズに応じた提案、取り組みに対しましても、関係各課協力し、また、事業を行っていただく方への協力を前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。

スタンプラリーのほうは、20店舗新たに新商品の開発等をしていただいて、普及ができたかなと思います。問題点というか、課題とかそういうようなのはなかったのでしょうか。

〔町長「商工観光課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） ジビエグルメのスタンプラリーの件でございます。10月の31日まで20店舗のほうで開催をさせていただきました。567人の方からの応募がございました。この数については、成功であったのではないかなというふうに考えております。

来年に向けましても、このひまわりの時期に、それ以外の時期にも必要であれば、そのPRの活動として続けていければというふうには考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） それでは次年度も同じように、こういうふうなスタンプラリーとかいうのをされる予定があるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） ジビエの関係につきましては、町のほうでもいろんな取り組みをしております。スタンプラリーも継続してやっていきたいと考えております。

また、南光自然観察村におきましても、小さいイベントではございますが、26年度で3回、62の方がジビエの料理について参加をいただいております。

27年度につきましても、今、1回開催をして、53名の方の参加がございました。

それで、1月、2月につきましても、これを予定しておりますので、PRを兼ねまして、このジビエのイベントを続けていき、皆さんにPRをしていきたいと思っております。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 近年、全国的に鹿肉の有効利用が進んできています。

今までは、鹿肉を使用した料理というだけで、希少価値から販売ができましたが、今後は、ほかの地域に負けないように情報発信する必要があります。ぜひとも次年度以降もよろしくをお願いします。

それから、今現在、鹿肉の有効利用は1割程度、1割もいってないぐらいだと思います。

ですが、経済効果で言えば、逆に言えば、これから有効利用が進めば、5倍、10倍の経済効果が見込めます。鹿は害だとは思いますが、逆に有効利用できれば、それは財産だという考えのもとで、利用していくべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 全国的に、特にこの鹿が増えて、各地域、この対策が非常に大きな負担になり、課題になっております。

そういう中で、当然、今、お話しのように資源としてこれを活用して、少しでも地域の経済にも、また、そういう中で処理をする経費も軽減していく取り組み、こういうことが全国的にこれは展開をされております。

近隣の市町においても、鹿の分布がずっと広がっている中で、処理をして利用する処理施設、こういうものもつくられております。

今、お話しのように、決して希少価値というようなものではなくて、これをいかにたくさん使おうかということなんですけれども、なかなか、鹿肉の処理というのは、野生動物、希少価値で、非常にジビエとして、グルメとして使う分の範囲においては、ある意味では逆に使いやすい部分もあるんですけれども、これを大量に一般的に使おうとすると、そう簡単に消費が伸びるわけではない。使う場所があるわけではないということになります。

だから、近隣で処理をされているところも、処理肉の流通、販売、これに非常に苦慮しております。

それと同時に、いいとこだけを取りますから、その後の残滓といいますか、捨てる部分のほうが多いので、その処理などにも非常に困っているという現状もご理解をいただきたい。認識いただきたいと思います。

佐用町では先ほど申しましたように、猟期も含めると4,000頭以上。隣の宍粟市でも同じような数です。これ今までなかったたつの市とか、上郡町なんかでも捕獲をされております。処理施設は佐用町においては、今、2カ所で運営をさせていただいてますけれども、大部分はもう破棄処分をするということで、利用させていただいているのは、わずかしい部分を取ってということで、無理にこれをやると鹿肉のイメージが、逆に価値が悪くなるので品質を非常に保ちながら利用を含めていかないかということなんです。

新たな活用としては、新たなと言いますか、これまでもあるんですけれども、宍粟市ではペットフード等の事業所もあります。これ高級なペットフードということで販売され、需要がどれぐらい、限度があるのかわからないんですけれども、町内でも障害者施設の1つの事業として、こうしたものにも取り組みたいという意向もあるわけです。計画もあります。

私は、新たな需要としては、そういうところの事業者の方が継続して活用していただけるような取り組みということも、町としても応援をしていきたいなということは考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。前向きに検討していただけるということでありがとうございます。

鹿肉自体、非常に取り扱いがしにくいお肉だというのは、十分身を持って知っております。

当然、うまさだけで、おいしさだけで勝負しなくても、先ほど町長が言われたように、違う付加価値を探すことが必要なんじゃないかなというふうに考えます。

大阪府立大学では、2014年、昨年、長崎県対馬市と連携協定を締結し、獣害から獣財。先ほどの財産としてということで、獣財へということ 키워ワードに、鹿やイノシシを資源として捉え、鹿肉、イノシシ肉を食用利活用推進に取り組んでおられます。

そうした中で、鹿肉を利用した食物アレルギー対応の缶詰を開発されています。これは現在、日本の食物アレルギー患者の2パーセントが牛肉、鶏肉、豚肉などの肉アレルギーだと言われている中で、アレルギー反応が出にくい抗アレルギー食品である鹿肉を害獣対策後の資源として開発されたようですが、これだけでは、今まで全国でも製品として存在しております。

しかし、大阪府立大学では、それを災害時のアレルギー患者用食料として、社会的なニーズを受けて人を選ばない食品として、主に自治体や医療機関など向けに販売されるようです。

要は、同じ内容の缶詰でもアレルギー患者という消費者、それと災害用の備蓄食品という社会的なニーズ。そして、自治体や医療機関などの販売先という、新たな付加価値を見つけることによって、新たな市場を開拓することができる。本当は、ひまわりやもち大豆のように加工場をつくって商品開発をしていくことが、後々は必要だとは思いますが、今はまだ、採算を考えると、まだまだ道のりが遠いと思います。

今は、このような新たな付加価値を見つけるため、また、いろいろな可能性を探すために調査研究に力を入れていく必要があると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） どのようにお考えと言われても、非常に答えにくいんですけども、今、言われるように、調査研究が必要だということについては、そのとおりだというふうに思います。

ただ、それと同時に、すぐに今、それができるものでもないし、その学校、大学当たりで、研究、実験としてされていることがあったとしても、それがすぐに、それがそのまま事業に結びつくということは難しい。

学校は、学校で研究費を取って、研究の中でやっておられるのでできますけれども、それを事業と考えれば、その需要と採算というようなことも含めて必要ですし、アレルギーの問題なんか、特に難しい話で、豚肉や牛肉がアレルギーがあるから、ほんなら鹿がないかということ、決して全くないというわけにはいかないと思います。また、肉について非常に難しいのは、若干処理が悪いと、それからヒスタミンみたいなのが出て、ショック症状なんかが出たりと、食肉を扱うというのは、食物を扱うというのは、非常に神経も使います。難しいと思います。

それを事業として行うということになれば、よほどの準備と計画、また、それだけの資本、資金も要ります。

ですから、研究として、こういう状態で、これを本当に鹿がドンドンと増えて、これが減ってくれば、本当は、こういうことあまりしたくないですよ。町も大変なお金を毎年使ってます。これがいつまで続くのかなというのが本当に一番困るので、こういう鹿の被害なんか昔のようになくなれば、全くみんなが助かりますし、こういうことまでする必要もないということだと思います。まず、減らすということ。このことを、何とか目指して、見通しをつけて、毎年でも、だんだんと成果があって、捕獲数、また、被害も減ってきているという状況を、それを早くつくらなきゃいけないなということを、私は願っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） はい、ありがとうございます。

前向きな姿勢で取り組んでいただけるというふうに…。農業をされている方も、やっぱり被害の対策というだけでは、なかなか希望が持てるような状況じゃありません。これが、また、特産品なり町の活性化につながるということであれば、また、希望を持って続けていっていただけるんじゃないかなと思いますので、ぜひまた、調査研究にも、また、お力を入れていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、加古原議員の発言は終わりました。

続いて、3 番、小林裕和議員の質問を許可いたします。

〔3 番 小林裕和君 登壇〕

3 番（小林裕和君） 3 番議席の小林裕和です。

私は、2 点の質問をさせていただきますが、この場では、まず最初の 1 点目、旧江川小学校跡地活用案の協議状況と今後の見通しはについて質問をさせていただきます。

学校等の跡地活用については、地域との協議により事業希望者を公募し、提出された活用計画案を審査し優先事業者を決定、実施計画策定に向け調整、協議をされている経過は行政報告等で周知されてきたところであります。

その中の江川小学校跡地については、一般財団法人 BERT が優先交渉権者となりましたが、この間、BERT と江川地区跡地活用検討委員会との協議については、3 月 28 日、6 月 1 日、8 月 29 日の 3 回で、地元から BERT の話を聞きたいと要請して実現したもので、内容についても、最初は意見交換会、2 回目、3 回目は BERT が提案している 1 つ、防災に強い地域づくり。2 つ目、江川・佐用地域のブランドづくり。3、若者の交流・定住づくり。4、住民参加型の事業づくり。5、自然を活かし素材を生かした事業づくり。を基本とする構想の域を出ない話で、具体的な実施に向けた協議の話はありません。

3 月末からですから、まだ 8 カ月しか経過していないので、BERT 側からすれば、実施計画等はこれからであるとの認識かもしれませんが、地元の検討委員会で熱弁された意気込みと、資料で示されたスケジュール案とは、ほど遠い現状ではないかと思えます。

仮に、江川・佐用地域を考えて実施計画を策定するには、現地なり、地域の状況なりあらゆる調査をする動きがあると思いますが、そのような話も伝わってきません。

地域との信頼関係を構築しなければ、地域の協力も得られないわけであり、一般財団法人 BERT の現状の動きと、今後の見通しについてお伺いいたします。

この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、小林議員からのご質問、2 点ご質問いただいておりますけれども、最初の旧江川小学校跡地活用案の協議状況、また、その今後の見通しはについてのご質問に、お答えをさせていただきたいと思えます。

学校等跡地施設の利活用事業者の選定につきましては、これまでもご報告させていただきましたとおり、11 事業者を対象として 7 月 30 日、31 日、8 月 6 日、3 日間で、それぞれの事業者からプレゼンテーション及びヒアリングを行い、地域活性化支援会議の委員

による審査で、優先交渉権者に決定をした事業者に対して、8月12日から随時選定結果通知を行ったところであり、旧江川小学校におきましては、4事業者からの応募があった中で、一般財団法人BERTを優先交渉権者として、また、BERTとの共同利用が可能と考えられるその他の2事業者については、BERTとの交渉次第で利用できる可能性もあることを通知をしてきました。

また、8月29日には、BERTから江川地域の自治会長及び跡地活用検討委員の皆さんへ事業内容の説明を実施をしていただき、事務の調整、また、今後の計画、進め方について説明をしていただいたところです。

ご指摘のように、当初の意気込みとスケジュール案とがほど遠い現状になっているということでありまして、これまでの協議の内容について、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

BERTの事業内容は、1つには、スイーツで町おこし事業。2つ目に、地域コミュニティcafé事業。3つ目に、林業・森林活性化事業。4つ目に、森の学校きこりの創出事業の大きく4つの事業となっており、この4つの事業により収益性を確保しながら財団の経営理念である災害対策と環境保全の民間ネットワークの構築に寄与することを目指すとされており、ご指摘のように、この基本的な構想におきましても内容的に具体性があまり十分なものがなくて、構想という形で示されたものであります。

そのため、旧江川小学校の利活用につきましては、基本的には校舎を中心とした利活用計画ではありましたが、その後、グラウンドや体育館についてもBERTが管理をし、日頃から防災活動の訓練施設としての利用をしたり、国内外の有事の際には防災活動の拠点施設とするなど、BERT主体となって、これを利用していきたいとの意向も、その後、出てきております。

一方で、江川地域とBERTとの協議の中で、地域の委員の皆さんからグラウンドや体育館については、これまでどおり地域の社会体育施設として町が管理をし、地域が利用しやすい今の現状を継続する希望が伝えられておりましたので、基本的な管理と運営面について、地域とBERTの考え方においてそごが出てきている状況となっております。

町といたしましては、地域の皆さんの意向を尊重しながら今後も引き続き協議と調整を行ってまいります、BERTの共同利用を検討している事業者との兼ね合いもありますので、地域の活性化を念頭に置きながら調整をする中で、そうした地域との条件が合わない場合など、また、BERTの計画が具体性を持たない状況が続く場合など、状況によっては残念でありますけれども、私は、一旦白紙に戻すことも視野に入れながら考えなければならないというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[小林君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 学校等の跡地活用については、ご答弁のとおり地域との協議により事業希望者を公募されて提出された、そういう計画案で事業調整、事務調整がされている経過はそのとおりです。

江川小学校についても同様で、そのBERTの事業計画で、当初、本当に地域経済循環創造事業交付金の申請を行い、1回目は不採択になったということも報告されました。

それで、その報告の中で、27年度においても再度申請をするんだという話もお聞かせ願いました。その時にもらった資料、8月だったんですが、その資料をもらった時において

も、仮に不採択となっても自己資金でもって事業を実施したいという強い希望も検討委員会としてお聞かせいただきました。

そういう話があったものですから、地元も期待を持ったということは、確かな話であります。

それ以後、何も、そういう音沙汰がないという状況で、今に至っておるわけですけれども、その町と BERT との事業調整の経過の中で、以後も BERT さんは、こういう意志は変わってないのでしょうか。どんなもんでしょう。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 実際、交渉に当たっております企画防災課長からも答弁させますけれども、この BERT、江川小学校だけではない。当然、跡地活用公募をしております。その中で、具体的に交渉をしていく事業者というのを、まず、選定をしたということ。当然、その中で、今度、具体的に協議をしていく中で、その内容によって、今後、その利用者のほうからも、その内容、また、それを実際に実施できるかどうか、また、そのことが町の方針なり、町の、地域にとっても皆さんが歓迎するものであるか。そうではなくって、これは、地域にとっては好ましくないものであるとか、そういうものが出てくる可能性は、当然あるわけで、それは、それぞれ今後、具体的な協議をしていく中で、さらに決めていきますということ、申し上げてきたとおりです。

ですから、BERT においても、当初、地域経済循環創造事業交付金ですね、そういう交付金も得るといふことと、資金面では自己資金もあると、この点については、そういう間違いなく、そういう申請もされましたし、まずは、その資金においても確実に持っておられるという証明も出されて申請をされたところです。

ただ、国のほうの認定が得られなかったということで、さらに改めてということが言われてきたところです。

ただ、その中で、計画の中で、当初は校舎だけという話でした。それで、そういう話を聞いておりましたけれども、事業の内容によって体育館とか運動場、そういうものも全て BERT がいろいろな事業展開として使いたいというようなことが、後から出てきている面もあります。

それと、そうしたこれまで、当初の説明、また、2 回目、3 回目での地域での説明、それからだんだんと、そのへん具体性を持って進めてくれるんだろうというふうに期待をしておりましたけれども、当初の話から、それがあまり進展していないのが事実ですね。私も見ていて。

これは、こういう具体的な計画が提示されてきていないということは、計画そのものが進んでいないということであり、改めて国のほうの申請をされても、それが採択されるかどうかというのは、非常に疑問であるというふうに、私らも当然、判断をしなきゃいけないというふうに思います。

ただ、そういう意味で、この BERT のほうに対して、それと一緒に関連していただいた、紹介していただいた関係者の皆さんにもお話をするというところで、担当者のほうには指示をして、どういう考え方でおられるのか。そのへんは、いつまでもこういう状態でおられては困りますということでの連絡を取らせて協議をさせております。

今、その状況について、担当課長のほうから説明させます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 先ほど、町長の答弁の中にございましたように、BERT、最初から資料が具体性に欠けるものが多いということで、これ小林議員もよくご存じのとおりでございます。

それで、その中で、私どもも例えば、共同提案者として、他に2事業者が提案の中に入っておりましたけれども、まず、これについて具体的な、どのような事業をされているのかと。具体的にどのような取り組み方をされているのかとか、そういうことも含めて資料をいただきたいということで、BERT側へ申し入れたわけです。

それに関しましては、また出てきたものが全く具体性に欠けるような資料でございまして、これではだめですよということで、再三再四、そういう資料の提供を求めているわけでございます。

それで、また、BERT側は、早く借りたいということをおっしゃっていましたので、早ければ9月の議会で借りたい。それが、その時に資料が出てこなかったの、次は、12月に借りたいというような意向を示されたんですけども、それに基づいて、我々もその資料では、具体的な資料が欲しいということで、随分、お願いをしてみました。

ところが、最終的にきたものが、先ほど、体育館とグラウンドにつきましてもBERTが管理をしたい。それがなければ辞退もやむを得ないというような資料がきたわけでございます。

そういう中で、私どもが紹介を受けました神戸学院大学の前林先生にも中に入っていたございまして、一度お会いしましょうという話をしております。

また、岡山県の矢掛町で同じような事業を進めるといふふうに聞いておりましたので、矢掛町にも、この11月に連絡を取らせていただきまして、担当者の方から事情を聞いております。矢掛町のほうは、1人事務員を常駐させたということで、徐々にこの事業が動き出したというよいイメージを持っているという報告を受けておまして、今後は、常駐をもう1人増やして、常駐させて事業をしていくんだというようなことを聞いております。

ただ、矢掛町も地域経済循環創造事業交付金について申請をされておったんですけども、やはり採択はされずに、特別交付税の枠で事業を賄うような形になったといふふうに聞いております。

そういうことから、私どもで、もう一度紹介していただいた前林先生も含めて、一緒に相談をする中で、協議をする中で、今後の方向性を決めていきたいといふふうに考えております。

〔小林君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） スケジュールなんですけど、当初、BERTさんが3月に地域経済循環創造事業交付金をいただく前提でいただいた時のスケジュールなんですけれども、スケジュールについては、本年の9月に江川小学校跡地に未来防災研究所をオープンするといふところまでのスケジュールは、これあくまで交付金が当たるという前提ですけれども、そ

ういうスケジュールをいただいて、それまでに地元ではこうしますよ。町内では、こういう動きをしますよというスケジュールいただいておるんです。

それで、BERTさんのホームページがあるんですけども、緊急災害対策チームBERTのホームページですけども、その中で、実は、これは偶然なのかもしれませんが、先ほど話が出ました、岡山県の矢掛町に9月に未来研究所をオープンしたんです。それで、職員を1人常駐して置いたというのがホームページに出ています。たまたま、僕が見た時に、たまたま偶然で、それぞれのBERTさんが、それぞれの拠点で、そういうことやられるのかなというふうに思ったんですけども、これを次々見ていると、えっ、本当にBERTさん江川でやられようとするのかなというような、これはそういうこと思っただらいいかなのでしょうけれども、少しちょっと疑念を持つような内容でしたので、それで、いかがなものかというふうに思ったので、そういう事前には、そういう報告もなくって、矢掛町に調査に行かれた時に、そういうことになっていたということだったんでしょうか。事前にまた、BERTさんから、江川は江川、矢掛町は矢掛町でこういうふうにするんですよというのは、報告があったのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長？

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

企画防災課長（久保正彦君） BERTからいただいた提案の中では、今回、防災に強い地域づくりは、まず基本にしたいということはお出てきております。

その上で、江川・佐用地域のブランドづくりということで、地域で果樹やフルーツなどの栽培計画を立てて、都市部での販路を確保する。

それから、若者の交流・定住づくりということで、若者が働ける雇用の場を提供して定住につなげる。

それから、住民参加型の事業づくりということで、地域の協力を得てフルーツ農園の運営を目指す。

それから、自然を活かした素材づくりということで、入手可能なフルーツでスイーツ生産を行う。

また、山林を活用した林業事業拠点を設置してバイオマス発電所に供給する。

それから、6つ目が協力事業所の開設ということで、跡施設を活用できる協力事業所を発掘して、ともに活動を開始する。

また、防災イベントの企画実施ということで、現在、実際に南海トラフ地震の関係で四国南部の市町をターゲットにされて、スポレスというイベントを実施されております。そういうような企画等で蓄積したノウハウを生かして、佐用町でも防災イベントを実施したいという提案を受けております。

ですから、矢掛町と江川小学校跡地における活用案については、違うものが出されております。以上です。

〔小林君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3 番（小林裕和君） あんまり疑念を持ったことは思っただらいいかんのんですけれども、しかし、地元としては、あまりにも最初、いい話で、今までにない違う方向からの学校の跡地というものがありましたので、結構、みんな期待を持って、いろいろ意見交換をしたりしたものですから、今、ここまで来た時間の中で、今現状では、そこまでの勢いもちょっとなくなったかなというのを、ちょっと思っていますので、そういう話をさせていただきました。

それと、答弁にもありましたように、体育館とグラウンドについては、一番最初、意見交換をさせていただいた時に、地域としても地域行事並びに地域スポーツ等について、いつでも利用ができるような状況が確保できることが地元の要望であってということは BERT さんに当然お伝えをされていて、BERT さんもそれでよろしいというお話しで、地元との検討委員会との協議でありました。

それで、その中で、地域として、最初にそういう形を確認したんですけれども、BERT さんが主導で体育館と運動場を管理をしていきたいということなので、BERT さんは、その意思は変わらないということなのではないでしょうか。BERT さんの意向として。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） それを、今度、お会いして、実際に確かめたいというふうに考えております。

〔小林君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3 番（小林裕和君） そのへんは、また、確認をしておかないと、江川地域の検討委員会としても、また、思いがまた、変わってくることもありますし、検討委員会としても地域の住民の方に、こういうふうに変ったということを伝えないけませんから、そういう形で確認はしていただけたらと思います。

学校跡地は、地域にとっては大切な場所です。少しでも地域に明るさが戻るような利活用が、事業者が来てくれることを望んでおります。

そのためには、事業者と地域との信頼関係で相互協力ができることが大事だと思っています。

それで、先ほどもありましたように、BERT さんについても、もし、そういう事業者として具体的にされるのであれば、そういうところから調整はしていただきたいなというふうには思っています。

それで、町長の最初の答弁の中で、そういう状況を、今後、BERT さんと協議をして、その中で、一旦白紙に戻すということも視野に入れるということのご答弁があったんですが、そういう判断をせざるを得ない、時期的なお答えはしにくいかわかりませんが、時期的な見通しは、どう考えておられるのでしょうか。

実は、なぜ、こういうことを聞くかと言いますと、優先交渉権者が決まっています。いろんな形で、ほかにも江川小学校を活用したいという方も、声もあります。しかし、優先事業者が決まっておれば、当然、そこを無視して協議、町のほうも、その話を十分に聞くということも、なかなかしにくいことではないかなというふうに思っています。

そういうことがあるから、そういう希望者ということも排除しなければならないということになりますし、ちょっと、話は戻りますけれども、運動場を使うということになれば、公募した時にも、それは江川の条件でだめですよということで、その事業者を排除した。排除という言葉悪いですね。遠慮していただいた経緯もありますので、そのへんのことも、これから新たに、本当に江川のために、佐用町のために、自分が来て、新たな起業とか、そういうのをしたい。やりたいという希望者を逃さないといえますか、そういう方がよそに行かない。江川でしたいという思いを達成させてあげたいという思いから、ちょっと、そういうご質問をさせていただくんですけれども、そういう時期的なことはありますでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 当然、当初、選定した時には、そういう提案に対して、非常に期待をして、交渉してきているわけです。

ただ、その交渉の状況によって、具体的な話の中で、それは、当初の思いと違ふと。また、地域との考え方とも違ふということになれば、これはまた、新たな活用をしていただく方を探さなきゃいけないし、また、そういうことを募集するなり、いろんな形でできるだけ地域としても、町としても早く事業を進めることについては同じだと思うんですね。そういう思いはね。

ただ、当初からお話しさせていただいているとおおり、なかなか、こういう跡地の活用というのは難しい問題があります。そう簡単に町が事業として、何か新しい公共施設にでも使うのであれば、簡単にできますけれども、民間事業者を募集して、業者にそれを活用していただくということになると、ああした保育所なんかでも利用者の状況によっては、もう断りが入りますし、また、計画の途中で事業者、相手が民間事業者でありますから、それには、町として幾らでも支援もできることでもないし、また、事業者のそれぞれの条件を全て町がそろえていくということも難しい。

また、事業者側にとっても、当然、自分とこのあらゆる条件というものを事業として成り立つように計画をしていくというのは、いろんな課題をクリアしていかなきゃいけないというのは、事業者側にも当然あると思います。

そういう中で、先ほど、課長も答弁しましたように、当初の募集なり、また、地域との計画、協議の中で、運動場とか体育館とか、そういうものは地域が使うと。基本的に、まず校舎ということが前提でありますから、それが、それでは事業として成り立たないということであれば、これはまた、前提条件を全然変えて考えなきゃいけないし、それでだめなら、先ほど言いましたように、これはそこで一旦打ち切るということも、これも当然、町としては、そういう判断を逆にしなきゃいけないと思います。

だから、その時期がいつだというのは、いつまでにこれをしてくださいということは、決めてくださいということは、当初の募集の中では決めておりません。

しかし、ただだらといつまでも同じような状態が続くのであれば、それは先ほど言ったような条件をきちっと聞き取りをして、こちらで、町側は主体的に判断をするということ。このことが大事だというふうに思います。

[小林君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3 番（小林裕和君） 学校跡地は、結構大きな面積を有してまして1事業者が全て一気に活用するというのは、なかなか難しいことかも知れません。建物が大きいからです。

新たに起業したいとか、小さな場所を確保したいという幾つかの事業者が使いたいと言っても、いっぺんに全部使うわけじゃないし、順次、2教室なり3教室を使いたいという希望のある方もいらっしゃるかも知れません。

そういう方たちが、協議の中で、話ができれば、行政のほうも、そういう希望者があれば参入しやすいような、これから行政指導をしていただいて、地域にも相談をかけていただいて、地域と行政と、その事業者との信頼関係の上に立って、跡地活用が地域として誇れるようなものになっていくということを希望させていただいて、この跡地活用についての質問は終わらせていただきます。

続いて、2点目の佐用町の観光協会の今後の運営方針はということで、ご質問をさせていただきます。

第10回佐用町観光協会の定期総会では、100名余りの会員の会費と町補助金、繰越金でもって地域の特性を生かした宣伝・集客事業として、桜まつりやひまわり祭りの共催、広域による事業推進は、各連携機関への情報提供等々、数々の事業を通じて佐用町のPR、観光活動を行っておられます。

しかしながら実態は、観光協会と言いながら運営は事務局を預かっている町商工観光課を中心とする取り組みのように感じ、町行政の自主事業ではないかというふうにも思えます。

全国的に名の知れた、また、マスコミに再三再四取り上げられて発信していただけるような有数の観光地がない本町のような地域では、難しい状況だったかもしれませんが、本来、観光協会としては、自主運営を目指し、情報を発信することにより、町の発展と会員の収益につなげていく団体であるべきではないかと考えます。

幸い本町においても夢のある姫新線にSLを走らそう計画とか、平福を中心とした利神城跡の国指定と整備計画、地域の各団体の農産物及び加工品の販売、都市交流事業等の取り組みで各地で活発な動きが見られます。

当面は、今まで同様、行政の財政的支援、人的支援は必要ではありますが、近い将来、観光協会として自主独立・運営ができるような体制にすることにより、新たな佐用町の情報発信・広報宣伝活動等により独自収益を目指し、開拓することによって活動を広げていくことが今後重要になってくるのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、次の観光協会の今後の運営方針についてのご質問にお答えをさせていただきます。

観光協会として設置をしておりますので、私はその観光協会の会長ではありませんので、観光協会としてお話をすることはできないんですけれども、町行政が一体になって一緒にやって、やらせていただいております。町として、町長としての思い、考え方をお話をさせていただきたいと思えます。

ご質問にありましたとおり、新町合併以前の佐用郡それぞれ4町の時代から観光協会と

というのは、町担当課が事務局としてその運営に携わってきたところでございます。

今、ご質問の中でもありましたように他市町観光協会の運営体制、それぞれ大きな温泉地を抱えているとか、リゾート地を持っているとか、観光事業が主体になっているような町にありましては、事務局を独自に持って庁舎外にその事務所を置き、その観光協会の職員もプロパー職員を採用して運営をしている自治体も、当然あります。

しかし、多くの自治体では、実態は行政の中で観光協会を組織をし、たくさんの方にいろいろとご協力いただきながら、それぞれの市町の観光事業、運営を行っているのが、これまでの現在の実態ではないかなというふうに思っております。

本町におきましても、観光協会は、会長・理事をはじめとする会員の皆様のそれぞれのご尽力により年間を通して計画的に、その事業を執り行っているところでありまして、それぞれお世話になっている皆さん方に感謝するところでもあります。

小林議員のご質問のとおり、理想として自主独立した観光協会運営、これが理想とする運営方法であるということは、私も異論はございませんが、しかし実態として、そうした自主財源とか自主運営をしていくということ自体、なかなか大変なお金と、また、その運営する事業と、行うための運営費に大変な費用がかかることは、これはもうご説明をするまでもないところであります。

また、今後の運営方針についてということでもありますけれども、先ほど、最初に申し上げましたとおり、私が、その運営方針をどうするかということはこの場でお答えができませんので、当然、こういうような提起をいただいたということの中で、本町の観光資源の規模や内容、入り込み客数の状況や受け入れ態勢。また、経営面や周辺市町の状況を勘案して、今後の運営方針ということについて、観光協会において、それぞれ協議を行っていただきたいなというふうに思います。

実際、100人の会員の方に観光協会に加入していただいておりますけれども、実際、その方々の中には、全て観光に直接関係する人だけではない。いろんな方が、町民の方が加入していただいている状況でありまして、その観光協会を自主運営にということになると、その会長なり、また、理事。また、会員の皆様においても、相当、いろいろと考えられて、考えていかないと、そういう今までと同じ形で、ただ観光協会をお世話いただくということについては、非常に負担が大きい、また、無理があるのではないかなというふうに、私自身は思います。

そういう意味では、当面、そうした方々に、さらに一緒にご協力いただきながら、町行政として観光面での振興を図る。その主体となる運営母体として観光協会を充実させていくということを考えることがいいのではないかなというふうに思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[小林君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 最初に、私の一番最初の質問で誤解のないだけに補足だけしておきますが、観光協会の事務局を商工観光課が携わっているために、町の自主事業のように映っているということをお話ししました。

町長が言われるように、各事業を実施するのにおいては、その関係者の理解と協力があってここまで来ているしということについては、私も感謝しているし、認識をしておりますので、ちょっと誤解のないようにだけしておきたいと思っております。

それと、質問が、今後の運営方針はという書き方をして言いましたので、今、町長おっ

しゃるとおり観光協会の事業計画についても協会の理事及びまた総会において承認、決定をされて、そこで決められて、年間の事業計画を立てられておりますので、そういう、その中の運営方針について云々というのは、やっぱりお答えはしにくいということで、これ運営方針と書きましたので、これはお断りをしておきたいというふうに思います。

それで、あえてちょっと再質問をさせていただきますと、幸い本町においても、先ほど言いましたように、姫新線にSLとか、平福を中心とした利神城跡の国指定の整備計画、それから各地域で、いろいろな活動をされております。そういうことは、観光と言ってもものすごく裾野が広いわけでありまして、そういう活動をされている、今の活動現状について、ちょっと、どのような感想を持たれているか、感想をお聞かせ願えたらと思うんですけど。そういう動きですね。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、年間を通して、いろいろと行っている観光事業の動きですか。本当に観光と言ってもどこまでがですね、直接的に観光客を誘致し、また、観光事業として成り立つ、また、経済効果を生み出すところまで含めての事業が、どこまでが、そういう事業として捉えられるかというのは、非常に広い、裾野が広いと言われましたけどそのとおりで、1つの大きな観光施設とか、全国的な名の知れた観光地、または温泉街、そういうものであれば、そこでお客さんが何人来ていただいて、どれぐらいな年間消費があったとか、そういうことがはっきりと効果としても出てくるんですけども、佐用町の場合、例えば、花火大会とか、町外からの観光だけじゃなくって、町民の皆さんにも、いろいろとその季節楽しんでいただく、また、外へ出ておられる方、子供さんや、また兄弟の皆さんも、例えば、佐用のふるさとに帰ってきて一緒に楽しんでいただくとか、そういうことも1つの事業として、花火大会なんかは、そういう意味で行っているわけですね。

ですから、観光協会としてひまわり祭りを行ったり、桜まつり。ひまわり祭りはひまわり祭り実行委員会で行ってますけれども、やはりその後の花火なんかは観光協会という形でやっています。

それから、三日月の地藏盆なんかの花火なんかも、地藏盆を地域で実施していただいておりますけれども、それを観光協会が応援したり、また、費用をそこから応援するとか、そういうことで取り組んでいますから、佐用町の場合、これだけというのが1つだけじゃなくって、いろいろな資源というのを、小さなものを結び合わせながら、少しでもといいますか、町外にPRをし、協会という形で佐用町の紹介をし、佐用町に訪れていただく、また、利用していただく方を増やしていこうという形です。そのために、会員の皆さんも、先ほど言いましたように、いろいろな立場、いろいろな仕事をされている方に、できるだけ幅広く会員になっていただいているということを見ていただければ、佐用町の観光協会の性格というのがわかっていただけるのではないかなというふうに思うんですけども。

[小林君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） まあまあ、今までの答弁で、だいたい意向はわかるんですけど。

裾野が広いと言いましたが、観光といっても本当に裾野が広く、国においても成長戦

略の柱として、経済・地域の活性化をリードする重要な役割を担う分野というふうな形で位置づけられています。

行政と連携の上、その振興に取り組む必要があり、その中でも地域のまとめ役、地域観光振興の中核的役割を担う観光協会に対する期待は大きいということになっています。

昨日も佐用町地域創生総合戦略、それからまた、過疎地域自立促進計画の中においても、そういう観光についても裾野が広い。だから、そういう支援もしていくということが明記をされておりまして、昨日の質問の中で、町長も今後の方針というような、考え方というようなのは、答弁を聞きましたので、あんまり突っ込んだ質問ができなくなるんですけども、その観光分野に対する目標や戦略が関係者間で共有できてないとか、地域の取り組みを先導する役割を果たせてないと、今までは、今の観光協会では、なかなか難しかった。佐用町の、その状況の中でも、なかなかそういう自主独立するのは難しいということなんですけれども、そういうことが課題であるとするならば、にぎわいと活気にあふれる地域をつくり上げていくことが重要で、観光は、先ほど言いましたように、地域経済の活性化や雇用機会の創出等重要な役割を果たす分野であり、観光協会の今後の方向性についても、先ほど、答弁でもありましたけれども、事務局を持つ商工観光課、また、財政を支援している行政としても、そういう将来的な方向性を提言していくことも必要ではないかなというふうには思うんですけども、いかがなものでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） そうした、毎年行っていく事業というものは、一方で、そうした観光資源というものがあって初めてそれができるわけです。

だから、その役割としては、行政として、今、例えば、平福の利神城跡や平福の町並み、そういうところが、例えば、新しく国指定を受けて、そして、それが史跡の保存と同時に、それを観光資源として活用していこうと、こういう取り組みが行政の大きな役割だと思うんですね。

それから、例えば、今日、一番に岡本議員からの質問にあったような花の名所とか、そういうものも、一長一短にできるものではない。その地域の皆さんの長年の努力もありますし、行政としても5年、10年かけてそうした資源というものをつくり上げていくということ、こういうことを、やはり1つは私は考えて行かなきゃいかんだろうと思う。それを活用して、じゃあそれを、その時に、どんな例えば何々祭り、桜まつりなら桜まつりを、ひまわり祭りならひまわり祭りを、どういうふうな運営をすることによってPRをし、たくさんの方に、また、お出でいただけるようにしていくか。そこに、運営に当たって観光協会が考えていく、携わっていただくということになっていくんだと思うんですね。

だから、観光資源をつくる。元々あればいいんですけどもね。そういう資源を掘り出していく。また、つくっていく。こういうことについて、やはり観光協会に、じゃあそういうところまで全部一緒という、なかなか難しいところがあると思います。

だから、観光協会の運営そのものについては、私は今の状態で、町のような、観光協会として自主財源はほとんどないわけですから、会員の方にも年間2,000円ですか？会費いただいているの。100人で20万円の会費です。大きな観光施設なんか運営されていて、何百万円もの、例えば負担をしながら、自分たちで運営しているというような状況というのは、これは望んでも、それは無理な話なんで、これは町として、それは財政の問題もありますけれども、幾らでもお金が出せるんじゃないですけども、今、年間事業費800万

円余りですか、事業費を組んで行ってますけれども、それプラス地域の皆さんのいろいろな協力と負担。いろんな人に出ていただいた人的な協力、こういう中で進めていくということで事業として、私はある程度、そういう意味では非常に困っているとか、そこに障害が、行き詰っているということではないというふうに思います。今の状況の中ではね。

[小林君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 昨日も佐用町地域創生総合戦略、また、さっきも言いましたように過疎地域自立促進計画、そういう中で出ていることについては、将来観光としてつながっていくというのは、本当に幅広い、先ほどから何べんも言いますが、裾野が広い。そういう中で、いろんな今後の事業展開が出てくるであろうというふうに、ちょっと想像をしました。

それで、事業展開が、そういうように出てくると、やはり観光としての中核的組織である観光協会が前面に出る。もちろん行政の支援は要るんですけども、観光協会が受け皿となってやっていく。それによって、いろんなことが考えられて、それが観光協会の自主財源として、つながっていくという方向も将来的にはあるのではないかな。

だから、そういう今すぐにとというのは、現状では難しいかもわかりません。将来的に、そういうことにつながっていけばいいのではないかな。

それで、今後の観光協会のあり方ということになってしまいうんですけども、なかなか、そのへんは難しいとこでありましようけれども、今後のあり方として、観光協会の観光地域づくりにかかわる多様な事業者と関係者の連携、これは当然、行政も必要になってきます。そういう体制づくりとか、それから、民間経営のそういう事業経営の運営に近づくような組織的な運営を目指していくとか、それから当然、現在も推進しておられる広域連携の強化、これも重要なことだと思います。

それと、観光や地域づくりを結実させていくための人材育成の確保とか、そういうことが将来への鍵を握っているんじゃないかなというふうに思います。

そういうことも含めて、行政の支援も必要ですけども、今後の観光協会のより一層の発展を期待するものです。厳しい状況の中での施策の推進ではあるかと思いますが、町として、そういう分野での生き残りをかけての将来の裾野が広い観光分野の強化に向けてを期待して、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 小林議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。再開を午後3時30分といたします。

午後03時08分 休憩

午後03時30分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

5番、竹内日出夫議員の発言を許可いたします。

〔5番 竹内日出夫君 登壇〕

5番（竹内日出夫君） 5番、公明党の竹内日出夫でございます。

今回は3世代同居あるいは近居家族への支援策について、質問をいたします。

国土交通省は、子育てしやすい環境を整え、出生率を上げようと、親世代と子世代が同居あるいは近くに住む場合に家賃を割り引いたり、同居するための自宅リフォーム費用を補助する方針を決めました。

今や、ほぼ全国の自治体では、少子高齢化による人口減少をいかにくい止めるかが喫緊の課題であります。決定的な対策が見つからないのが現状であります。

それでも私たちは、智恵と汗を出し合って、その対策を考え前へ進まなければなりません。

この場におられるほとんどの皆さん方もそうだと思いますが、私たちが子供のころは、親、子供、孫の同居が普通の家庭でありました。

しかし、今では、親世代は田舎に住み、子供は遠くで生活し共働き、そして、その子供は保育園や学童保育にと、家族の形は大きくさま変わりしてまいりました。

故郷を離れ都会で生活している方の中には、親の1人暮らしを避けるため、また介護のため、そして子供のためにも、できれば生まれ育った故郷で生活したいと考えている方がたくさんおられると思います。

いざ田舎に帰りたいと考えた時に、仕事が見つからない。資金がない、また、プライバシーが保たれにくいと思う方など、さまざまな理由で断念している方が大勢おられると思います。

親・子・孫の3世代同居あるいは近居は、若者を呼び戻し、高齢者は安心して元気で過ごし、現役世代は安心して生き生きと仕事に打ち込み、子供たちは伸び伸びと家族の中で心豊かに育つ、そんな介護予防にもなり子供の情操教育にも役立つ環境づくりを目指した政策を打ち出すべきであります。

当然、若者の働く場所の確保も必要であります。3世代同居あるいは近居をイメージすることによって、若者のUターンを促すことにつながると考えるものであります。町長の所見を伺い、この場からの質問とします。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

3世代同居あるいは近居家族への支援策についてのご質問でございますが、一億総活躍社会づくりに向けた子育て支援策として、3世代の同居、近居をしやすくするために、住宅を建設する際に玄関やキッチンを増設する場合に限った支援であったり、都市再生機構の賃貸住宅の近居割の拡充などがあるというふうに聞いております。

3世代同居は、孤独死、また、空き家、介護、保育・育児等々、現代社会が抱えるさまざまなそうした問題が3世代同居、あるいは近居で改善することも多いというふうに、私も推測するところであります。

しかし、今、国なりそうした施策を行われている住居の3世代住居への改造等の支援策において、本町において、すぐにこれを適用するということについては、その内容、また、

社会状況等において考えにくいというふうに現在では判断をいたしております。

特に、佐用町におきましては、現在、町営住宅や定住促進住宅に入居されている、そうした子育て世帯や、また、若い方の入居者において、実質親元と近居生活をしながら、それぞれ介護をしたり、また、子育て等も行われているというふうに状況を見ております。

現状においては、既存のそうした町営住宅、また、定住促進住宅、そうした住宅施設も活用していただきながら、多世代が助け合って、この町内に定住をしていただけるように取り組んでいきたいというふうに考えます。

また、今後、こうした新しい支援策が次々と打ち出されてくると思います。佐用町におきましても佐用町に適した施策を検討しながら取り入れていくことも、当然、必要だというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、非常に簡単でございますが、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 私が、質問をさせていただいたのは、いわゆるUターンを促すという趣旨でさせていただきました。

そういうことで、これは本年の11月25日付の読売新聞ですけれども、国立社会保障・人口問題研究所の人口移動調査によりますと、成人し世帯主となった子が親が存命している場合に、同居する場合は2001年19.6パーセントから10年後の2011年には10.7パーセントに半減したと。

しかし、同一市区町村に住む近居は10年間で6.9ポイント増えたとありました。

また、これは親子ともプライバシーを尊重して同居は減っているが、安心感から近居が増えているのではないかと見ているそうです。

そのために、いわゆるUターンを促すための施策を考えていただくように、私は質問したわけですけれども、Uターンして来られた方に、いわゆる町営住宅なり賃貸住宅を借りられてUターンされるという場合には、期限つきで何カ月間かは、何パーセントかの家賃の補助をすとか、それから、Uターンのために家をリフォームするというような時には上限を設けてリフォームしてもらおうというような施策を取り入れてはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。町長、この点について。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） Uターンと言っても、それぞれの方々、状況によって、そのUターンの仕方、また、家庭の状況違うと思うんです。

それで、親元に帰られるということであれば、また、それはそれで、その家の改造とか、そういうことも確かにされている家庭もあると思います。

それから、近居ということで、親の近くに家を建てると。それも近居と言っても、佐用町内の状況から見れば、いわゆる食事の冷めない範囲とかというような、すぐ近くというだけではなくって、車で移動すれば、もう5分、10分で、いろいろなところへ行きますので、そういう範囲でお家を建てられる方。

また、ある意味では、もう少し遠く、例えば、佐用町であれば石井のほうの方が、若い人が佐用のほうに家を建てて帰られて、親は石井のほうにおられる。

幕山のほうの方が、佐用のほうに家を建てられて、両親を見ながら、また、両親に子供たちも見てもらいながら子育てをされるとか、そういうケースケース、いろいろと違うと思います。

だから、そういう方に、じゃあ何を、補助をしたらいいのか。支援をするのかということなんですけれども、わずかな支援でということだけでは、それだけで帰っていただけるかと言ったら、なかなかそうではない。Uターンされる方にとっては、当然、それなりに、いろいろと準備をされて帰って来られると思います。子供たちの教育、また、子育て、いろんなことがありますから、だから、そういう中で、子育ての支援策、3世代Uターンを促すために、今、国で制度として3世代同居をしやすくするための玄関やキッチンを増設する場合に限っての支援とか、このへんの、また、都市再生機構というのは、都市部にあるUR、昔の公団住宅みたいなところなんですね。こういう都市部との状況とは、かなり違いますので、町内の町営住宅、なかなか町営住宅というのは、公営住宅なので、そうした収入とか、入居条件というのが決められておりますので、すぐにその方に利用していただくというわけにいかない部分があるんですけれども、特公賃の部屋も空いておりますし、また、定住促進住宅、こういうのは自由に使えるようにしています。

だから、できる限り、そういう方の相談があれば、まず、帰っていただく準備で、その家を作るまでの間に、そういう住宅に入りたいとか、そういう、こちらに帰るために必要な、いろいろと支援、こういうことは、ある意味では、当然、町として相談をいただければ、そういう手持ちの住宅等を活用しながら、空き家政策で空いているところもありますし、どうしても、そういう方が短期間、1カ月、2カ月ということであれば、また、それはそれなりの対応はできると思いますから、十分、それは支援をしていきたいと思えます。

〔竹内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） それと、親子の関係で言いますと、母親との距離が縮まるほど出生率が上昇する傾向にあるそうです。

それで、2010年人口問題研究所の出生動向基本調査によりますと、母親と同居の場合には、出生数は2.09人。同じ自治体に住む場合は1.99人。同居や近居でない場合の1.84人を上回っているというデータがあります。

これを考えますと、できれば、Uターンを促して、近くに住んでもらって、子供を産んでもらうというような、人口減少にも役立つのではないかと思います。

それと、このUターンによりまして、親のひとり暮らしを防ぎ、子供や孫と家族としてのきずなを深めることによって、子供は安心して仕事に打ち込み、孫は心豊かに成長するものと思います。

そうすることによって、近隣とのきずなも深まり、また、地域の防犯にもつながるのではないかと思います。

なかなか難しい問題ではありますけれども、前向きに検討していただいて、よろしくお願ひします。

それでよろしいです。これで、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 竹内議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと4名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了し

たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明 11 日、午前 10 時より再開します。

それでは、本日は、これにて散会をいたします。どうも御苦労さんでした。

午後 0 3 時 4 5 分 散会
